

電子取引調査研究報告書

——電子取引に係る法的問題点の検討——

平成 4 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会

産業情報化推進センター

この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて、平成3年度に実施した「産業界のシステム化に係る制度問題の調査研究」の一環としてとりまとめたものです。

は じ め に

我が国の産業界における情報化は、企業内利用にとどまらず産業間を横断的に網羅した企業間ネットワークの構築へと急速に進展している。

最近では、業界、業際にまたがる企業間において、これまでの書類を中心とした取引形態からネットワークを利用した電子データ交換への動きが活発化している。また、電子取引は、企業系列を越え、業種を越え、そして国境を越えてグローバルに自由に展開されようとしている。

電子取引を円滑に推進するに当たっては、通信プロトコル、ビジネスプロトコル等の各種の取り決めについての標準化やルール化が必要不可欠であるとともに、法的諸問題への対処を検討、整備する必要がある。

当推進センターでは、昭和63年度以降法律の専門家及び企業等の実務家による「電子取引調査研究委員会」を設けて、主に法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行ってきた。本年度においては、主に受発注業務を対象として、電子取引の法的問題への対処に関する考え方について、法律専門家委員を中心とするグループによる検討を行い、その成果を中間報告として取りまとめた。

今後は、企業実務家サイドからの検証や国際比較も加えつつ、モデル契約事項等を含めて、検討をさらに深めてゆくこととしている。

最後に、本調査研究の実施にあたってご協力を頂いた委員をはじめ、関係各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成4年3月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

平成 3 年度 電子取引調査研究委員会名簿

	氏 名	勤 務 先 及 び 所 属	役 職
座 長	堀 部 政 男	一橋大学 法学部	教 授
委 員	梅 本 吉 彦	専修大学 法学部	教 授
	大 野 幸 夫	(株)日本総合研究所 法務室	室 長
	大 棟 和 夫	(財)金融情報システムセンター調査企画部	部 長
	小 野 耕 三	(財)流通システム開発センター	
		情報処理システム部	部 長
	渋谷 眞 男	伊藤忠商事(株) 調査部	次 長 役
	梶 山 敬 士		弁 護 士
	鈴木 敏 夫	駿河精機(株)	専務取締役
	関 田 隆	ヤマト運輸(株) 情報通信事業本部	取締役本部長
	熊 岡 康 裕	富士通(株) 資材部調査課	課 長
	種 部 信 夫	(社)日本電子機械工業会	
		E D I 推進センター事務局	次 長
	玉 生 弘 昌	(株)プラネット	専務取締役
	永 田 眞三郎	関西大学 法学部	教 授
	野 村 豊 弘	学習院大学 法学部	教 授
	長谷川 貫 一	長谷川産業(株)	専務取締役
	室 町 正 実	東京丸の内法律事務所	弁 護 士
	村 上 統 英	住友化学工業(株)システム部	部 長 補 佐
	吉 田 正 夫	植草・吉田法律事務所	弁 護 士

目 次

はじめに

1. 序 説	1
1. 1 検討の概要	1
1. 2 用語の意味	2
2. データ交換の方法	5
2. 1 データ交換の種類	5
2. 2 各類型によるデータ交換に関する考察	7
3. 個別的売買契約の成立	15
3. 1 個別的売買契約の成立	15
3. 2 発注データに関する事故と通知・確認	24
3. 3 発注データの取消・変更	35
4. データの保存	43
4. 1 データ保存に関する現行の法制度	43
4. 2 データ保存と利用	47
5. 安全対策等	49
5. 1 電子取引システムの安全対策	49
5. 2 装置等の管理・保守	50
5. 3 秘密保持	50
5. 4 電子取引システム障害時の措置	50
6. 損失の負担	53
7. 費用の負担	55
参考資料	57
1. 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（抄）（公正取引委員会事務局）	57
2. 不公正な取引方法（公正取引委員会告示）（抄）	60
3. オンライン発注標準取引契約書（財全国下請企業振興協会）	63

1. 序 説

1. 序 説

1.1 検討の概要

我が国における売主（受注者）と買主（発注者）との物品の売買取引では、契約交渉、契約締結、製造や引渡しの各段階で、両者間に多くの情報が交換され、取引の事実を証明する文書等が作成されている。

しかしながら、コンピュータと電気通信の発達とともに、事務処理や情報伝達の迅速化・効率化・省力化等の必要性が高まり、商取引に係わる情報の伝達手段は多様化する傾向にある。

これまで文書は、取引契約の安全と確実化のために重要な役割を果たしており、最も一般的なものとして利用されてきた。ところが、最近、従来は企業間で文書で取り交わされてきた帳票、伝票等が、磁気テープ等の記憶媒体を交換することにより伝達されるようになり、さらに発注者と受注者とのコンピュータを通信回線で接続することにより、取引情報の交換が行われるようになったのである。

このような電子取引（取引情報の電子的データ交換）は、単に取引情報の伝達手段を変えるばかりではなく、商取引の形態にまで大きな変化をもたらしつつあるといえる。電子データ交換における発注者及び受注者の取引データの流れが、個別的売買契約の成否や成立時期を確定するための法的な意思表示の流れと乖離しつつあり、従来の民商法の枠組みに照らして解決困難な問題を孕んでしているとみられる。この動向は、本委員会が平成元年度・二年度にわたって電子取引をめぐる商取引慣行の実態について行った調査結果からも明らかである。また、かかる電子取引は技術上の基準や約束事に拘束されるという側面を有しており、独禁法上の配慮が必要となる場合もあることを看過することはできない。

以上のような法的問題への対処の仕方は、取引当事者の業種業態のみならず、取引にいたる経緯、背景、取引関与者等の関連事項の相違により極めて多様性を有し、本来汎用的な標準化になじみ難い領域であるが、多様な事象に介在する共通の問題を分析することは今後の電子取引の円滑な発展を期するために必要な第一ステップになると思われる。

本報告書は、電子データ交換を利用する発注者と受注者との取引契約上の対処に委ねられている次の6つの側面に焦点をあて、留意すべき法的問題の所在を明らかにしようとする一つの試みである。

○データ交換の方法

○個別的売買契約の成立

○データの保存

○安全対策等

○損失の負担

○費用の負担

本報告書では、各項目ごとに継続的な商品売買の分野で受発注がなされる場合を中心として考察しているが、他に金融サービス、運送等の役務提供、各種予約システム、情報提供等の分野でも電子取引が広く行われていることは周知のとおりである。しかしながら、これらの取引に特有の問題は複雑かつ多岐にわたるため、本報告書では直接言及せず、かかる取引にも共通する基本的課題を指摘するにとどめた。

また、企業間の電子取引には発注者と受注者のほか、コモンキャリア、情報ネットワークサービス事業者（VAN事業者）、システム提供者等電子取引に特有の当事者が介在することが一般的であるため、必要に応じてこれらの当事者の役割についても指摘することとした。

さらに、発注者と受注者の間の取引は、物流業者または金融機関との取引なしには完結しない場合がほとんどである。そこで、受注者又は発注者が接続している金融又は物流分野の電子取引ネットワークとの関係でふれておくべき問題については、必要に応じてとりあげるように努めた。なお、上記の各項目についても時間的な制約から内容に精粗が残ることともなったため、未検討の分野を含めさらに議論を重ねる必要があると考える。

1.2 用語の意味

本報告書の用語は、その意味が必ずしも一義的に確定していないため、便宜上次のような意味で使うこととした。

(1) 電子取引

「電子取引」とは、コンピュータ及び通信回線を利用して電子データを授受することにより、異なる企業間で商品売買契約を行う取引形態を総称する。本報告書では、特に書面で商品売買契約を締結する取引形態と比較検討することにより、電子取引を分析する。

(2) データ交換

「データ交換」とは、商品の売買契約の成立に係わる発注データ、受注データ及びそれらの確認データの交換を示す用語として使用する。一般の電子取引では商品売買契約に先立つ在庫照会、契約折衝、あるいは納品確認の目的等で各種のデータが授受されているのが実態であるが、本報告書においては、これらの準備的データの授受については、中心的な検討の

対象としない。

(3) 発注データ・受注データ

「発注データ」とは、発注者が受注者に対する発注の意思表示として作成するデータをいい、「受注データ」とは、受注者が発注者に対する受注の意思表示として作成するデータをいう。

(4) 伝 達

発注者・受注者は、発注データ・受注データを作成した後、これらのデータを相手方に伝達する必要がある。取引形態に応じて伝達の方法は多様であるが、本報告書においては、データ作成者が特定の合意されたファイル（例えば、相手方が管理するメールボックス）に書き込む（記憶させる）ことを、「伝達」というものとする。この場合、データを書き込む特定のファイルは、データ作成者又はその相手方のいずれか一方で保有・管理するファイル（含むメールボックス）であったり、第三者（例えば、情報ネットワークサービス事業者）が提供するメールボックスである場合もあるが（2.「データ交換の方法」で後述）、本報告書ではファイル又はメールボックスがどこで誰に管理されているかを問わず、すべての場合に「伝達」という用語を使用する。

なお、「伝達」という用語は、場合によっては、通信技術上の発信、配信、送信、受信、着信、集信あるいは伝送等の用語が示す概念を包含することもあるが、必ずしも同義に使用されているものではない。また、法律上の意思表示の到達とは区別した概念で用いている。

(5) 確認データ

「確認データ」とは、受注データが発注データと一致することを確認するために受注データを受け取った発注者が受注者に発信するデータをいう。

また、授受されるデータの「伝達」それ自体を確認するために伝達を受けた当事者がデータ作成者に対して発信するデータについても、確認データと称する場合があるが、本報告書においてはこれらを区別して着信通知又は受信通知という。着信通知と受信通知の用語の使い分けについては、3.個別的売買契約の成立（3.2(4)(a)を参照）において詳述する。

2. データ交換の方法

2. データ交換の方法

2.1 データ交換の類型

メーカー相互間やメーカー・代理店間の商品売買の成立を目的としたデータの交換には多様な方法があり得る。ただ、法律行為としての売買契約締結という側面からすれば、これらのデータ交換も、① 発注データ、受注データ、確認データのうち、どのデータを伝達（交換）するかという要素、言い換えれば伝達するデータの種類の要素と、② ファイルへの書き込みやファイルからの読み出しをどのように行うかの要素、言い換えれば伝達の態様に関する要素の組み合わせによってある程度類型化することが可能であろう。（なお、1.2(2)でふれたように、現実には、以下に述べる発注データ、受注データ及び確認データのほかに、例えば在庫があるかどうかを照会するためのデータの授受、所定の納期までに納品することが可能であるかを照会するためのデータの授受など、いわば売買契約締結のための準備的なデータ交換などが行われることがある。本報告書における「データ交換」という用語には、これらのいわば売買契約締結のための準備的なデータなどの授受は含まないものとする。また、「伝達」の意味については、1.2(4)を参照）。

このうち、①については、次のような分類を行うことが可能であろう。

- A 発注データのみを受注者に伝達する方法
- B 発注データ及び受注データ双方を相互に伝達する方法
- C 発注データ及び受注データを相互に伝達するとともに、発注者において作成する確認データ（伝達された受注データが発注データと一致するかどうかを示すデータ）を発注者から受注者に伝達する方法

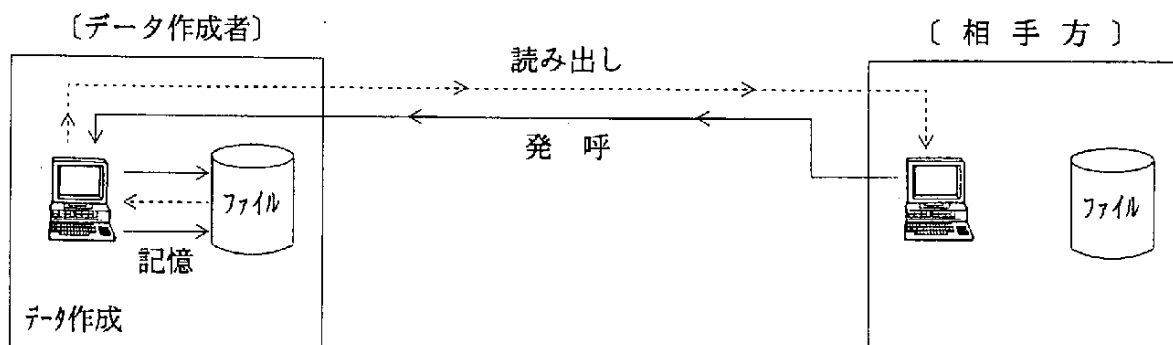
なお、事例によっては、上述Cの確認データではなく、データの伝達があったことのみを相手方に伝達する場合がある。このデータは、いわば伝達（着信）確認データともいうべき内容であり、上述Cの確認データとは性質を異にすると考えられる。

次いで、②については、伝達するデータをどのファイルに書き込むか（記憶させるか）により、言い方を換えれば、ファイルをどこに設置するかにより、次のように分類することが可能であろう（実務上、このようなファイルは、メールボックス化されていることがあるが、本節においては「ファイル」という用語と「メールボックス」という用語を、特に区別しないで用いる。）。

X データ作成者のファイルに記憶させ、相手方が発呼してこれを読み出す方法（図2-1参照）

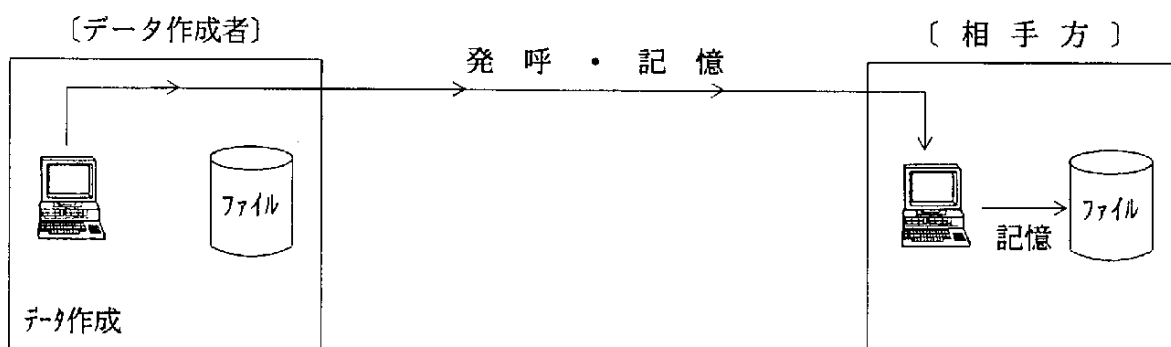
〔以下、本節における図においては、実線はデータ作成・発呼・記憶を、点線は発呼・データの読み出しをそれぞれ示す。〕

図2-1



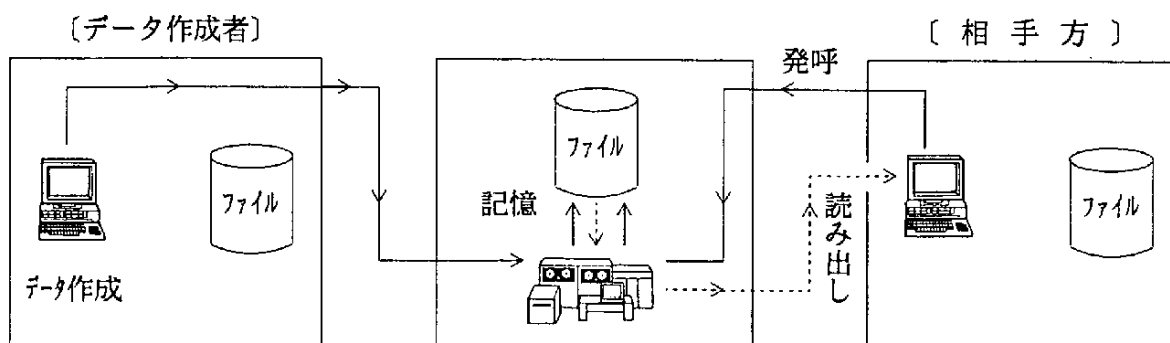
Y データ作成者が発呼してデータを相手方のファイルに記憶させ、相手方においてこれを読み出す方法（図2-2参照）

図2-2



Z データ作成者が発呼してデータを当事者間で合意した第三者のシステム内に設置した特定のファイル（例えばVAN事業者のシステム内に設置されたファイル）に記憶させ、相手方において発呼してこのデータを読み出す方法（図2-3参照）

図2-3



さまざまな種類のデータ交換のうち、どのような方法を採用するかは、取引の対象とする商品の種類、性質、データ交換に要するコストとの関係により、当事者間で定められることになろう（例えば、商品の種類によっては、ある程度の誤発注が生じたり未発注が生じたとしても業務に支障が生ぜずに対応することが可能な物があり得る。こうした場合には、データ交換に要するコストとの関係で、発注データだけを受注者に伝達するという種類のデータ交換を採用することが考えられる。逆に、商品の種類によっては、誤発注や未発注が生じた場合には業務に著しい支障が生ずる場合もあり得る。このような場合には、より慎重な種類のデータ交換、例えば、上記のCとYを組み合わせた種類のデータ交換を行うことになろう。なお、伝達された発注データから異常データ検出のための手続きなどを経ることなく、自動的に受注データを作成したり、これと同じように確認データも自動的に作成するような場合には、例えば入力ミスによる誤発注は防止できないことになる。このような要素も想定し得るため、上記の類型にもさまざまなヴァリエーションがあり得ることがわかる。）。

2.2 各類型によるデータ交換に関する考察

上述の二つの要素の組み合わせによるデータ交換の種類のうち、いくつかの類型を取りあげ、その法的な特徴を考察すると次のようになる。

(1) AXまたはAZの組み合わせによる類型

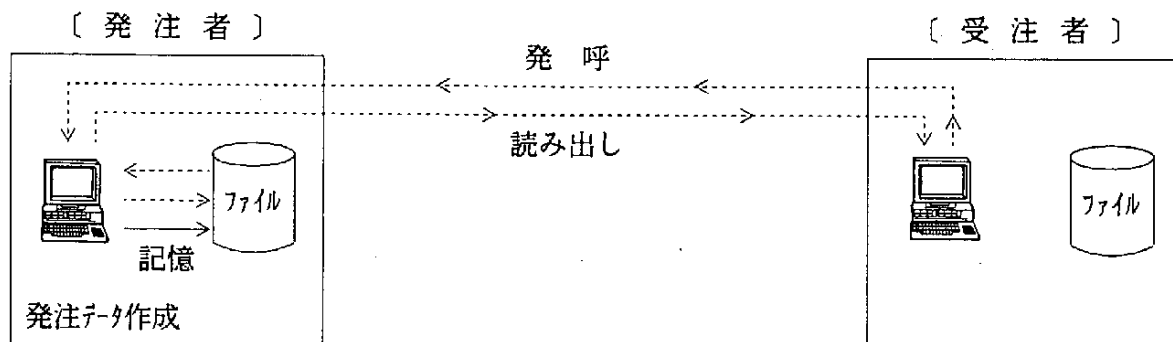
上記の組み合わせのうち、AとX又はZを組み合わせた種類のデータ交換は、

- ① 発注者が発注データを自己のシステム内に設置したファイルに記憶させる（AXの組み合わせによる類型）、または、これを例えばVAN事業者などの第三者のシステムに設置したファイルに発呼して記憶させる（AYの組み合わせによる類型）、

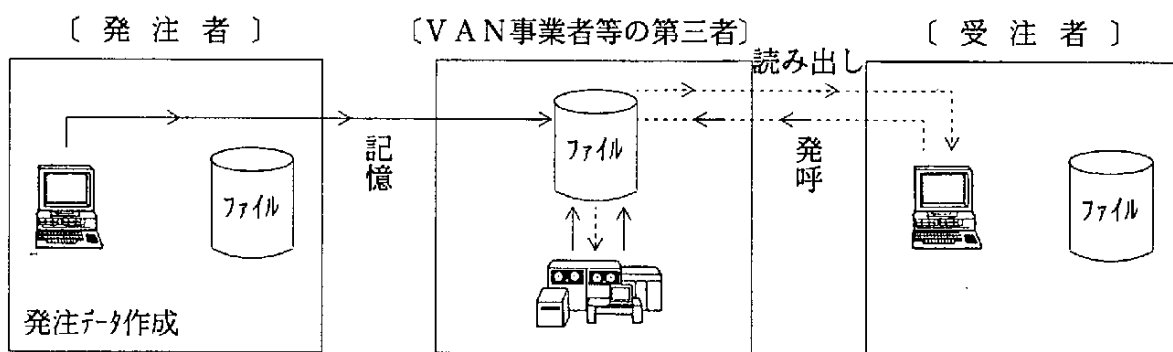
- ② 受注者において発呼してこの発注データを読み出す、
という方法により行う（図2-4参照）。

図 2 - 4

(AXの組み合わせによる類型)



(AZの組み合わせによる類型)



このデータ交換の方法は、受注データや確認データの伝達を行わないため、通信コストを軽減し得るというメリットがあり、事例も少なくない。このデータ交換の方法には、次のような特徴があるといえるであろう。

a 承諾の意思表示の不存在

いうまでもなく、売買契約の成立には、原則として、申し込み及び承諾の二つの意思表示が存在し、かつ、これが一致することが必要である。一般に発注データは、売買契約における申し込みの意思表示に該当し、受注データは承諾の意思表示に該当するものと考えられるが、この方式によるデータ交換の場合には、承諾の意思表示に該当するデータが伝達されない。したがって、当事者間に売買契約の成立に関する何らの合意が存在しない場合、売買契約が成立したというためには、意思実現による契約の成立（民法 526条 2 項）、諾否の通知義務（商法 509条）の適用や、場合によっては商慣習の適用を考えなければならない。ただ、例えば意思実現による承諾の規定によって売買契約の成立が認められるにしても、意思実現行為、例えば商品の納入をまってはじめて契約が成立するということがなれば、発注者側の生産スケジュールや販売計画に支障が生ずるおそれがないとはいえない

い。

法律的観点からすれば、売買契約の成立はできるだけ明確であることが好ましく、承諾の意思表示の存在しないこの方式によるデータ交換の場合には、当事者間で契約の成立に関する定めを設けることが好ましい。個別的売買契約の成立に関する問題全般については、次節を参照されたい。

b 発注データの記憶又は読み出しに関する確認

上記の方式を採用した場合には、発注者は、発注データが受注者に受領されたかどうかを確認することが困難な場合がありえ、場合によっては、自己の生産計画や販売計画に不安を生じさせることがあり得る。このような不安を避けるために、例えば、

- ・受注者が発注データの読み出しを行った場合には、いわゆる消込みを行い、発注者において消込みを確認する、
- ・受注者において発注データの記憶があることを確認した場合やこれを読み出した場合に、その旨を発注者に伝達する（この伝達方法には、電話やファクシミリで行ったり、コンピュータ・データで伝達する方法がある。後者の場合で書き込みを確認するデータを「書き込み確認データ」、読出しを確認するデータを「読み出し確認データ」と呼ぶことも可能であろう。）

などの方法が採用されることがあり、有効に機能する場合もある。

ただ、これらの内容が受注者から発注者に対して伝達されるにしても、特段の合意がないかぎり、これらは申し込みに対する承諾の意思表示ではなく、発注データ（売買契約の申し込みの意思表示）が伝達されたという事実を通知するにすぎないように思われる。

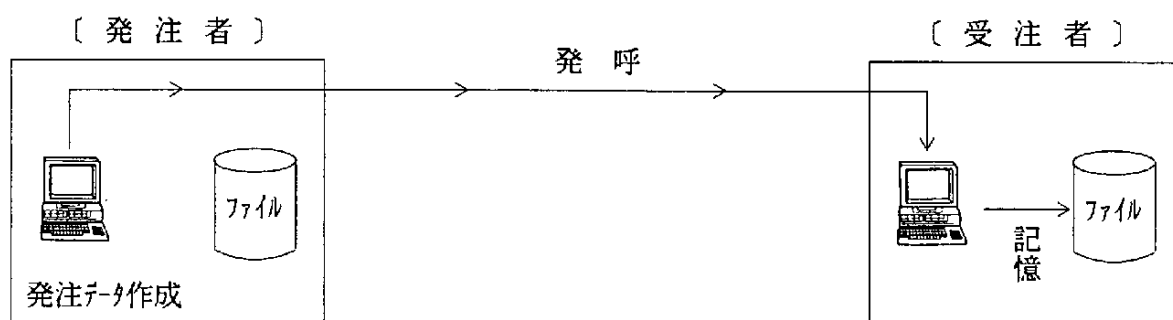
したがって、もし売買契約の成立が法律上問題になった場合には、例えば、「書き込み確認データ」や「読み出し確認データ」の伝達（受注者からの発信、発注者からの受領のいずれか）がある場合には、承諾があったものとする当事者間の明示または黙示の合意、その旨の商慣習がないかぎり、これらのデータの伝達のみをもって契約の成立を主張できない場合があり得る。したがって、この方式において「書き込み確認データ」や「読み出し確認データ」の伝達を行う場合には、当事者間において、その法的意味について明確な認識をもつこと、でき得るならば、契約上でその法的意味を明確にすることが好ましいといえるであろう。

(2) A Yの組み合わせによる類型

この類型は、発注者が受注者のシステム内に設置したファイルに発注データを記憶させる

という方法で、特殊な場合を除き、受注者が行う発注データの読み出しには受注者の発呼を必要としないという点で、上記(1)の類型とは異なる。しかし、承諾にあたるデータの伝送がないということは上記(1)の類型と同様であり、また、このプロセスのみをもってしては、発注者において、発注者が発呼して受注者に伝達された発注データが受注者のファイルに書き込まれたかどうか、受注者がその読み出しを完了したかどうかを確認し得ないことも上記(1)の類型と同様である。したがって、これらの点に関する特徴は、上記(1)と同様と考えて差し支えないであろう（図2-5参照）。

図2-5



(3) B XあるいはB Zの組み合わせによる類型

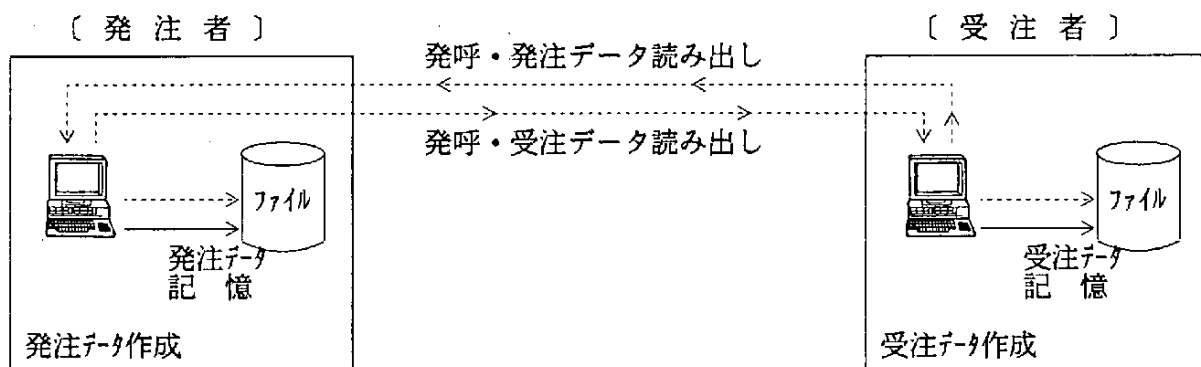
この類型は、

- ① 発注者は申し込みにあたる発注データを作成し、自己のシステム内のファイルにこれを記憶させ（B Xの組み合わせによる類型）、又は、発呼して第三者のシステム内のファイルにこれを記憶させる（B Zの組み合わせによる類型）、
- ② 受注者は、発呼してこれらのデータを読み出す、
- ③ 受注者は承諾にあたる受注データを作成し、自己のシステム内のファイルにこれを記憶させ、又は、発呼して第三者のシステム内のファイルにこれを記憶させる、
- ④ 発注者は、発呼して受注データを読み出す、

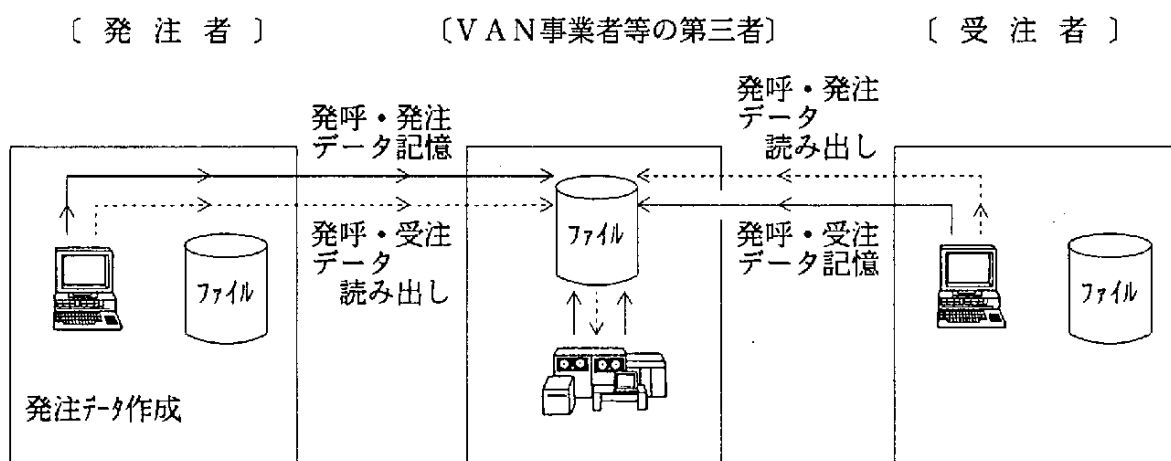
という方法である（図2-6参照）。

図 2 - 6

(B Xの組み合わせによる類型)



(B Zの組み合わせによる類型)



この類型による場合には、いずれも、申し込みと承諾の二つの意思表示の存在及びその一致を想定することができ、契約の成立に関する問題については、当事者間に特別の定めがない場合であっても、承諾における発信主義などの民法上の原則を適用することは比較的容易であろう。ただ、紙ベースの取引の場合における個別的契約の成立に関する当事者間の取り決め、例えば「個別的契約は、注文書と注文請書の交換によって成立するものとする。」と対比すると、実務的には、受注データの記憶又は発呼をもって契約が成立するというのか、それとも、発注者の受注データの読み出しをもって契約が成立するというのか、については、若干の問題が残されているように思える。この類型のデータ交換を行う場合には、この点を当事者間で明らかにすることが好ましいといえるであろう。

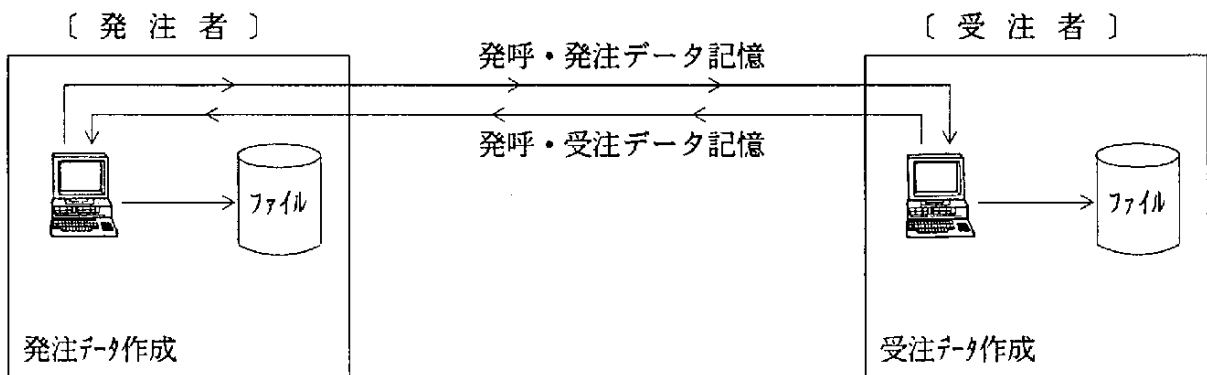
(4) B Yの組み合わせによる類型

この類型は、

- ① 発注者は申し込みにあたる発注データを作成し、発呼して、受注者のファイルにこれを記憶させる、
- ② 受注者は承諾にあたる受注データを作成し、発呼して、発注者のファイルにこれを記憶させる、

という方法である（図2-7参照）。

図2-7



この類型においては、(3)の類型の場合に比べて、より、注文書と注文請書の交換による売買契約の態様に近いと考えられる。

(5) C X又はC Zの組み合わせによる類型

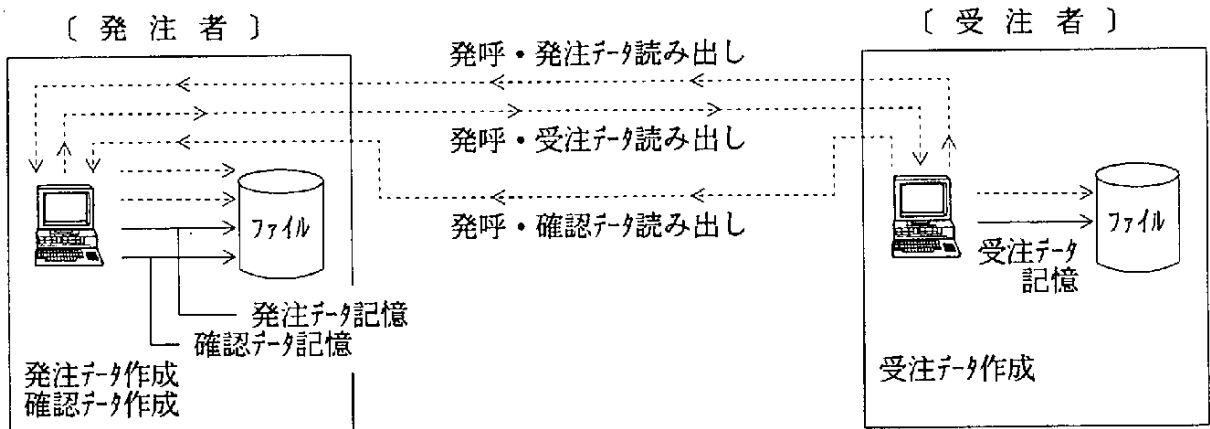
この類型は、上述(3)の①から④に、

- ⑤ 受注データを読み出した発注者は、これと発注データを照合した確認データを作成し、これを自己のシステム内のファイルに記憶させ（C Xの組み合わせによる類型）、又は、発呼してVAN事業者などの第三者のシステムに設置したファイルにこれを記憶させる（C Zの組み合わせによる類型）、

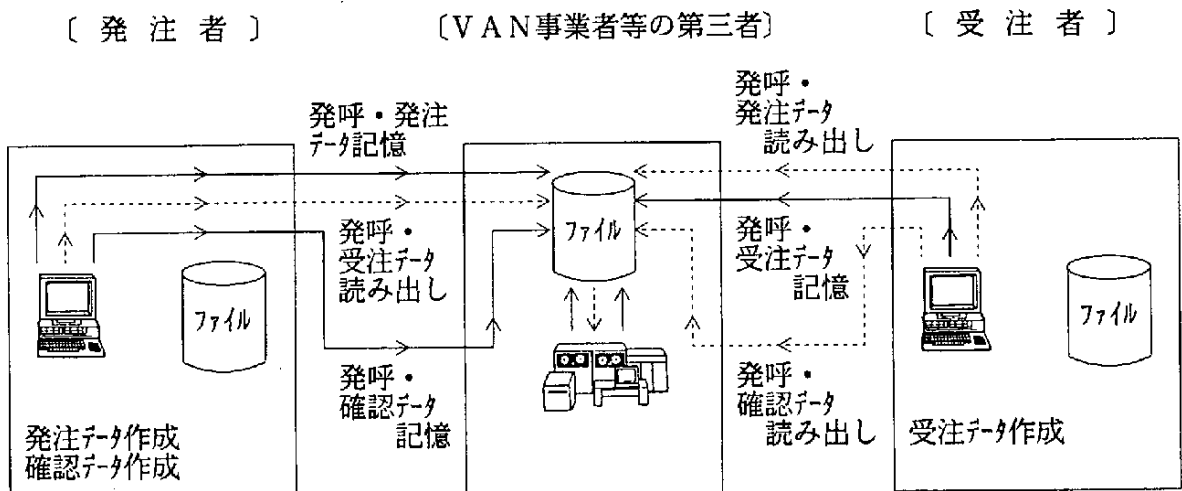
⑥ 受注者は、発呼してこれらのデータを読み出す、
というプロセスを加える方法である（図2-8参照）。

図 2 - 8

(C Xの組み合わせによる類型)



(C Zの組み合わせによる類型)



このような方式は、(システムの組み方によっても異なるが) データ交換におけるミスインプットや、可能性は少ないであろうがその発生を否定しきれない伝送途上におけるデータの変質、場合によっては、無権限発注をチェックするという目的で採用されるものと推測される。

この類型においては、上記⑤の確認データの意味が問題となる。一般的に言えば、前述のとおり、契約は申し込みと承諾の一致によって成立し、データ交換の場合にあっては、発注データが申し込みにあたり、受注データが承諾にあたると想定することができ、確認データは、受注データと発注データの一致によって成立する契約の付款(確認データの伝達があることを契約成立の停止条件とするか、確認データの伝達がないことを契約成立の解除条件とするという意味での付款)と考えることができよう。ただ、この類型における発注データを申し込みの誘因、受注データを申し込み、確認データを承諾の意思表示にそれぞれ比定する

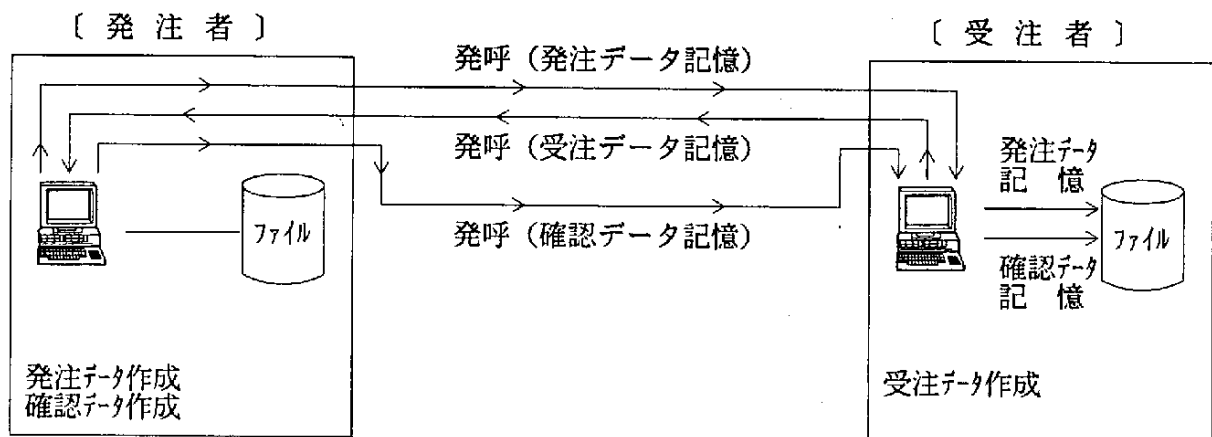
ことも考えられ、このいずれの考え方をとるのかについては、当事者間で明確にされることが好ましい。

(6) C Yの組み合わせによる類型

この類型は、上述(4)の①及び②に、

③ 発注者が確認データを作成し、受注者のファイルにこれを記憶させる、
というプロセスを加える方法であり、確認データの意味については、上記(5)と同様に考えて
差し支えないであろう(図2-9参照)。

図2-9



3. 個別的売買契約の成立

3. 個別的売買契約の成立

受発注当事者間における個別的売買契約が成立しているかどうか、またその契約が成立しているとすればその成立時点がいつであるかを明らかにすることは、電子取引に関してさまざまなトラブルが生じた場合に、その法的対応を考える上での前提条件となる。

例えば、個別的契約上の権利義務関係（すなわち売主・買主の権利義務関係）がどの時点で発生するか、あるいは何らかの理由によって（単純な入力ミス、通信途上におけるデータ内容の変化など）発注者又は受注者の意図とは異なるデータが相手方に到達したために発注者又は受注者の意図しない個別的な売買契約が外観上成立している場合に、発注者又は受注者はそのデータの変更をできるか（撤回・取消、内容の修正など）、それができるとすればいつまでか、といったような法的な問題を検討するにあたっては、個別的な売買契約の成否、成立時点を明らかにしておく必要がある。

なお、本報告書が取り上げているような受発注システムにおいて、一回毎の受発注を個別的な売買契約と構成しなければならないかどうかについても検討の余地がないわけではない。すなわち、一回毎の受発注データの交換によって最初の基本的契約とは別に個別的な売買契約が成立するのではなく、当初の基本契約の枠の中で受注者（売主）と発注者（買主）の間に具体的な権利義務関係が発生すると考えることもできる。この問題について結論を出すには、契約の効力など多くの観点からなお検討しなければならないので、本報告書では、伝統的な考え方に従って一回毎の受発注データの交換によって個別的な売買契約が成立するものとして、以下のような考察をすることにする。

3.1 個別的売買契約の成立

(1) 売買契約の諸類型

受発注当事者は、受発注システムに関する基本契約において個別的売買契約の成立要件及び成立時点明文で規定しておくことが望ましいと考えられる。成立時点について当事者間の合意がなくても、民法上の契約に関する一般的な理論によってその時点を確認することも可能ではあるが、将来の紛争を避けるためには、基本契約の中で定めておく方がよいであろう。ただし、民法の規定あるいは一般理論から余りにかけ離れた内容の合意をすることには慎重でなければならない。特に、基本契約が一方の当事者（受発注システムの構築において主導的な役割を果たしている当事者）によってあらかじめ作成された契約条項（いわゆる普通契約約款）に従って基本契約が締結されるような場合には、他方の当事者がその条項の内

容を十分に理解していない可能性もあり、問題を生ずる。

その際、データ交換だけでなく売買の目的物の引き渡しまでを含めて受発注システムをどのように構築するかによって、いろいろな差異を生ずる（特に、当事者間でどのようなデータ交換を行うかは重要である）。そのような受発注システムの構造（特にデータ交換のあり方）の差異を考慮すると売買契約がどのようにして成立するか、さらにどの時点において成立するかについて基本契約の定め方として次のような3つの類型を考えることができる。さらに、これから派生して種々のヴァリエーションがあり得るであろう。

すなわち、① 当事者間のデータ交換によってのみ個別的な売買契約を成立させると定める類型、② 発注データに適合する物品の引き渡し、あるいはさらにその検収完了によって個別的な売買契約を成立させると定める類型、③ 発注者が受注者からすでに預かっている物品の使用（転売などを含む）と、その旨を通知することによって個別的な売買契約を成立させると定める類型（例えば、E I A Jのcock方式^(注1) 委託販売などがこの具体的な例である）、の3つである。さらに、第一の当事者間のデータ交換によってのみ個別的な売買契約を成立させると定める類型については、データ交換のやり方の観点から次のような3つのヴァリエーションを考えることができる。すなわち、(a) 発注データの伝達のみによって個別的な契約が成立すると定める類型（データ伝達が単方向型）、(b) 発注データ及びそれに対応する受注データの伝達により個別的契約が成立すると定める類型（データの伝達が双方向型）、(c) 発注データ及びそれに対応する受注データを受けた発注者がさらに受注データに対応する確認データを伝達することによって個別的な契約が成立すると定める類型（データの伝達が双方向型）、の3つである。

以下においては、データの交換のみによって個別的な売買契約が成立するとする第一の類型を取り上げ、そのヴァリエーションごとに考察する（第一の類型のみを取り上げ、第二、第三の類型を取り上げないのは、第一の類型が電子取引のもっとも典型的なものであり、第二、第三の類型における電子データの交換についても第一の類型についての考察が基本的に妥当するものと思われるからである）。

（注1）E I A Jのcock方式というのは、商品（製品）の継続的な取引において、売主が常に商品の一定量を在庫として買主の所に置いておき、買主がその商品を使用していくたびに個別的な売買契約が成立し、それに応じて、売主が在庫を補充していくという方式である。

(2) 発注データの伝達のみによって個別的な契約が成立すると定める類型（データ伝達が単方向型）

(a) 個別的な売買契約成立の仕組み

これは、発注者が発注データを伝達すること、すなわち発注データを受注者のメールボックスに記憶させることによって個別的な売買契約が成立すると定めるものである。そして、契約の成立時点は、発注データの伝達時すなわち発注データが受注者のメールボックスに記憶された時点ということになる（注2）。

この類型では、個別的な売買契約が成立するためには、受注者が受注データを伝達することはもちろん発注データを読むことさえも必要がないとする点に大きな特色がある。

(b) 民法との関連

民法の一般的な理論では、両当事者の意思の合致によって契約が成立するとされている。特にここで問題としているような隔地者間の契約においては、一方当事者の申し込みとそれに対応する他方当事者の承諾によって契約が成立するのが原則である（このことを直接明文で規定した条文はないが、契約の成立に関する521条以下の規定は申し込みと承諾の合致によって契約が成立することを当然の前提としているといえよう）。このような考え方からすると、発注者からの一方的なデータの伝達だけで個別的な売買契約が成立とするのはかなり変則的であるといわなければならない。そこで、発注者による発注データが受注者のメールボックスに記憶され、かつ受注者がこれに対し遅滞なく（又は基本契約で定める一定期間内に）、発注データに基づく申込を拒絶し、またはその申込内容に異議のあることを通知しない限り売買契約が成立すると定めることも考えられる（なお、後記3.3による発注データの取消・変更可能期間を設けた場合は、取消・変更が行われないまま変更期間を経過した時に売買契約が確定する）。

(c) 伝達の意義

ここでは、個別的な売買契約の成立要件として発注データの伝達をあげている。伝達ということばは、受注者のメールボックスに受注データが記憶されることを意味するものとして用いている。

このように、発注データの伝達だけで個別的な契約が成立とする場合、受注者側で発注データを見ていないのに契約を成立させてよいのかという疑問を生じる。そこで、契約の成立要件としては、発注データの伝達では不十分であり、受注者が発注データをメールボックスから取り出すことを必要とする考え方もあり得る（注3）。

民法97条は、隔地者に対する意思表示は、その通知の相手方に到達した時から効力を生ずると規定し、判例、通説によれば、意思表示は相手方が了知可能な状態におかれた時、相手方に到達したと解されている。そこで、このような考え方を電子データの交換に当てはめるならば、発注データが受注者のメールボックスに記憶されれば、受注者はいつでもそのデータを読むことができるのであるから、受注者のメールボックスに発注データが記憶された時に、発注データが受注者に到達したとみることは、一応法律論的にはおかしくないといえる。ただし、発注データの到達のみをもって契約が成立したとする点に問題がある。たとえば、受注者としては到底受入れがたいような大量の商品の発注が一度に来たような場合にも個別的な売買契約が成立し、売主（受注者）がその契約に拘束されるとすれば、このような類型は受注者にかなりの不利益をもたらすものであるといえる。したがって、受注者と発注者との間に大きな経済力の格差があり、このような基本契約が受注者に押しつけられているような場合には、独占禁止法上不正な取引として規制の対象になり得るのではないかという問題が生ずるであろう。いずれにせよ、この独占禁止法上の問題については今後の検討が必要である（なお、本報告書では、他の場所においても繰り返して独占禁止法に対する配慮の必要なことを述べている）。

具体的な契約の実例としては、「受信」ということばを、受注者がメールボックスから発注データを取り出すことの意味に用い、そのような意味の「受信」を個別契約の成立要件としている（しかも、受注者が発注データを受信して一定期間内に異議を述べなければ、契約を成立させるとする）場合がある。また、VAN事業者が介在している場合に、メールボックスに入っている発注データを受注者が取り出していない場合、VAN事業者が受注者にアラームを出すこととしている例もある。

なお、非常に例外的な場合ではあるが、通信途上でのデータの化けがある場合、発信時のデータ内容で契約を成立させるか、到達時のデータ内容で契約を成立させるかを取り決める条項が基本契約に入れられている例もある。

(d) 発注データに対する異議

発注データに対し受注者が異議のあることを通知した場合は、通常両当事者間で協議が行われ、発注内容を変更して売買契約を成立させたり、売買契約を不成立とするなどの選択が行われている。これらの紛争の解決手続きについては必ずしも基本契約に定められているわけではないようである（発注データの伝達だけで個別的な売買契約が成立するのであるから、本来、受注者は発注者の発注に対して異議を述べる余地はないはずである）。これらは、現実的には電話連絡やファクシミリなど人手による手段で行っていることが多

く、場合によっては記録が残らなかったり、電子データとの間で矛盾や混乱を生ずることもあるので、発注データの変更、撤回、再送等の処理によって、売買契約の成否や正しい内容を、電子データ上の記録として残す配慮が必要である。

なお、発注データに対し受注者から異議の申出がなされた場合、両当事者に契約上協議を義務づけることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題とならないかどうかについても検討しなければならないであろう。

(注2) 基本契約において、個別的な売買契約の成立時点を発注データの発信時と規定することも考えられないではないが、回線途上の障害等により発注データが受注者のメールボックスに記憶されなくても個別的な売買契約が成立することになり、受注者にとって極端に不利な契約条項ということになる。このような不公平を是正するためには、発注データが受注者のメールボックスに記憶されることを条件として発注データの送信時に個別的な売買契約が成立すると規定することも考えられないわけではない。しかし、このような法的構成はあまりに複雑であるといわなければならない(メールボックスへの記憶を解除条件とするか停止条件とするかも問題となろう)。したがって、本文に述べたように、このような類型にあっては受注者のメールボックスに発注データが記憶された時点を契約成立時と定める方が望ましいであろう。

(注3) ここでは、「取り出し」という用語は、受注者が自己のメールボックスから発注者の発注データを自己の端末に取り込む(たとえばディスプレイに表示させ、あるいはファイルに記憶させる)ことを意味するものとして用いている。

(3) 発注データ及びそれに対応する受注データの伝達により個別的契約が成立すると定める類型(データの伝達が双方向型)

(a) 個別的な契約成立の仕組み

これは、まず、発注者による発注データの伝達があり、それに応じて受注者が受注データを伝達すること、すなわち、受注データが発注者のメールボックスに記憶されることによって個別的な売買契約が成立すると定めるものである。そして、契約の成立時点は、受注データの発信時すなわち受注データが発注者のメールボックスに向けて発信された時点ということになる(注4)。

(b) 民法との関連

発注者による発注データの伝達を申込、受注者による受注データの伝達を承諾と解する

ならば、民法の原則にもっとも忠実な構成であるといえよう。ただし、契約の成立時点については、次のような問題点がある。民法では契約の成立時を承諾の発信時と規定している（民法 526条1項）。このような考え方からすれば、契約の成立時点を受注データの発信時と定めるのは当然のことになろう。特に本報告書が対象としている受発注システムにおいては、取引の迅速性が一つの目的となっているのであることからすれば、十分な根拠があるものといえる。しかし、受注データが発信されても、何らかの障害によって発注者のメールボックスに記憶されない場合にも個別的な売買契約の成立を認めるような契約条項が妥当かどうかについては、取引の慣行、信義則等の観点からなお検討する必要がある（注5）。

また、この場合に受注者が伝達すべき受注データの内容についても契約上明らかにしておくべきである。すなわち、目的物、数量、価格など発注データの内容に言及することなく単に「発注者の発注データによる発注を受注した」ことを伝達すればよいのか（たとえば、「〇月〇日の発注を受注しました」）、発注データの内容をそのまま受注データとして伝達することを必要とするか（たとえば、「〇月〇日の発注による製品〇〇について〇〇個の注文を受注しました」）である。これは、受発注システムの構築と密接に関連する問題であり、今後検討しなければならないであろう。

受注者の意思を確認し、併せてデータ化けの検査、確認もできるという意味で、発注データのほか受注データの伝達を契約の成立要件とすることが、より確実な方法とされているが、実際に利用されている例は少ない。利用が少ない理由は、発注データに対してそのつど受注データを入力し伝達することに相当の費用を要すること、実務上データ化けはかなり希な場合であり、仮にあったとしても、経常的な発注データの流れの中に異例のデータがあれば、関係者にすぐわかるために、そのことが大きな損害を受発注当事者にもたらすものではないという事情があるからである。

なお、(財)全国下請企業振興協会の「オンライン発注標準取引契約書」第4条には、本システムによる個別的な契約は、発注者が受注者に「本システムにより発注内容を通知し」、受注者が「これを遅滞なく確認し、その内容について承諾することにより成立する。」とあるが、「承諾」に関しては下請法3条による書面交付ないしこれに替るデータ送信は要求されていないので、実際には基本契約で、一定期間内に不承諾の意思表示がなければ、承諾したものとみなすという約定を行い、承諾の意思表示を電子データとして送信しないで処理している事例が多い。

発注データと受注データの内容が一致しない場合、どうするかという問題があるが、たとえば、発注データの内容に変更を加えた内容で受注データが送信された場合には、もし

発注データを申し込み、受注データを承諾と構成するならば、受注データは申し込みに変更を加えた承諾であって、新たな申し込みと考えることができ、受注データの内容に従って発注者が新たな承諾をすれば、個別的な契約が成立することになる（民法 528条参照）。そこで、双方向型の契約を選択した場合には、以上のような内容の条項を基本契約で定めておくことが考えられる。

（注 4）本文に述べるように、民法 528条 1 項は、隔地者間の契約について承諾の発信時に契約が成立すると規定している。そこで、第一次的に、本文にあるように承諾とみられる受注データの発信をもって契約の成立時点とする契約条項を考えたのである。しかし、発注者の発注データに応じて受注者による受注データが伝達された時点、すなわちその受注データが発注者のメールボックスに記憶された時点を開買契約の成立時点と定めることも十分に可能であろう。

（注 5）個別的な開買契約の成立時点を受注データの伝達時とすることも可能であり、検討に値する（前出（注 4）参照）。

- (4) 発注データ及びそれに対応する受注データを受けた発注者がさらに受注データに対応する確認データの伝達によって個別的な契約が成立すると定める類型（データの伝達が双方向型）

(a) 個別的な開買契約の仕組み

これは、発注者による発注データ及びそれに対応する受注データの伝達だけでは個別的な開買契約は成立せず、さらに受注データに対応する発注者の確認データの伝達、すなわち確認データが受注者のメールボックスに記憶されることによって開買契約が成立すると定めるものである。そして、契約の成立時点は、確認データの伝達時すなわち確認データが受注者のメールボックスに記憶された時点ということになる。

(b) 民法との関連

申し込みと承諾によって契約の成立するという民法の原則的な考え方からすると、発注データを申し込みの誘引、受注データを申し込み、確認データを承諾ととらえるものと考えられる。あるいは、発注データを申し込み、受注データを承諾と構成しながら、契約の成立要件として当事者間の合意によって確認データの伝達を成立要件として付加したものと解することもできよう（細かくいえば、確認データの伝達を停止条件とするか解除条件とするかの問題がある）。このように、2通りの考え方ができるが、いずれがより妥当な法的構成であるかについてはさらに検討を要するであろう。

個別的な契約の成立時点については、必ずしも上記のような考え方によらなければなら

ないものではない。すなわち、確認データの発信時点と考えることも可能であろう。特に、確認データを民法上の承諾と解するならば、このような考え方の方が民法 526条1項に適合するものといえよう。

(5) 電子データと文書データとの関係（相違・矛盾・優劣関係）

基本契約に基づきなされた同一の個別的な売買契約に関して、電子データと文書データが存在し、相互の間に相違、矛盾が存在する場合には、どのような内容の契約が当事者間に成立したのかが明瞭でないことになる。たとえば、発注者の発注した目的物の数量について電子データと文書データとの間にくい違いがある場合などである。このような場合には、どのような内容の個別的な契約が成立したのかを確定する必要がある。抽象的にいえば、契約当事者の意思解釈の問題である。すなわち、当事者がどのような内容の契約を意図していたかということを探求しなければならない。換言すれば、当事者がどのような意思表示をしたかによって（電子データあるいは文書データによって）個別的に判断されるべきものであって、一般論をここで述べることはできない。もし、両当事者が電子データを基礎として契約をしていたのであれば、契約の内容は電子データによることになろう。反対に、両当事者が文書データを基礎として契約をしていたのであれば、契約内容は文書データによることになろう。問題は、両当事者の意思がくい違っている場合である。特に、発注データの伝達だけで個別的な売買契約が成立するという契約方式を取る場合には、発注者の意思だけを問題とすればよいのかという疑問を生ずる。

そこで、基本契約の中でこのような場合の解決手続きを明文で規定しておくことが考えられる。例えば、文書データと電子データとの間に齟齬があるときには、電子データによると定めることが考えられる（本来電子データの交換によって契約を締結することを予定しているのであるから、電子データを優先させても必ずしも不当とはいえないであろう）。あるいは、このような場合には、当事者間の協議によって契約内容を明確にすると定めることも考えられる。いずれにせよ、当事者間において契約の内容が確定した場合には、それに合わせて誤ったデータを修正しておくことが望ましいといえよう。

(6) 事前の交渉

当事者にとって、個別的な売買契約が特に重要であって、その履行が確実になされるように契約の成立する前に（多くの場合に発注前に）、納期の照会など事前の交渉を行うことが必要な場合がある。しかし、このような事前の交渉（電子データの交換その他の方法により）の頻度が多ければ契約の費用がかかるので、受発注システム上、このような事前の交渉

の手段をどのように取り入れるかは選択の問題である。

したがって、事前の交渉に関して基本契約の中に条項をおくことは必ずしも必要ではない。しかし、事前の交渉に関して基本契約の中に規定をおく場合には、当事者間でどのような事項について事前の交渉を行うか、さらに事前の交渉の結果をどのように電子データ交換の手順の中に組み込むかについても（特に、事前の交渉が電話、ファクシミリなどでなされる場合）規定しておくことが望ましい。

(7) 発注データ、受注データ、確認データに表示すべき事項

基本契約においては、発注データ、受注データ及び確認データの内容、すなわち、これらのデータに表示すべき事項を明記することが必要である。例えば、発注データに明示すべき事項としては、売買の対象となる商品（製品）の種類及びその数量、納期、納入場所、価格等がある。さらに、取引の特性から当事者間においてこれら以外の事項を表示すべきものとして定めることもあろう。発注データの一部について、すでに当事者間において合意が成立している場合には（例えば、電話、ファクシミリなどの手段によって）、それらの事項を発注データに表示することを省略することができることも考えられる。しかし、具体的な契約の実例の中には、あらかじめ包括的に合意した価格についても発注のたび毎に発注データに含めて入力し、確認の便に資するようにしているものもみられる。

なお、実務においては、価格について個別的な売買契約の時点には決定せずに、契約成立後当事者間の交渉によって確定するという場合もあるようである。そもそも、価格が決定されていないのに、契約が成立したと評価してよいのか多少問題がある（注 8）。もし、価格の決定方式について、このように後から交渉する方式を採用するのであれば、個別的な売買契約の成立時を発注データの伝達時ではなく、価格の決定時（その時点から当事者は契約に拘束される）とするなどの配慮が必要であらう。売買された目的物の価格を後から当事者の交渉によって決定するのが実務慣行であるとしても、それによって一方当事者が著しく不利益を被るとすれば、不公正な契約として独占禁止法上の問題を生ずるおそれがある。

受注データ及び確認データについても、発注データと同じようにどのような事項を表示すべきかが問題となる。特に、受注データとしては単に「受注した」旨を、あるいは確認データとしては単に「受注を確認した」旨を伝達すれば足りるのか、それとも受注データの中に発注データの具体的な内容を繰り返して表示し、あるいは確認データの中に受注データの具体的な内容（したがって発注データの具体的な内容）を繰り返して表示しなければならないのかは重要な問題である（注 7）。「受注した」旨あるいは「受注を確認した」旨だけでも当事者の意思の伝達としては十分ではあるが、データ内容のくい違いなどから、何らかの事

故の発生を推測できることを考慮に入れると、相手方のデータの具体的な内容を繰り返して表示の方が望ましいといえよう。また、そうすることによって、当事者間における電子データの内容をめぐる紛争を避けることができるであろう。いずれにせよ、当事者間の基本契約の中でどのような事項を受注データあるいは確認データとして相手方に伝達すべきかについて規定しておくべきであろう。

（注 6）一般に、契約の成立時点において価格について確定した数値で示される必要はないが、遅くとも契約の履行時点においては価格が客観的に確定できるような合意が契約の成立時に存在していることが必要であると解されている（柚木馨編・注釈民法 40 91頁、来栖三郎・契約法 145頁等）。例えば、株式の売買において、その価格は履行日の相場によると定めるのがその例である。もっとも、契約成立時に価格が決定されていない場合には、当事者が時価で売買する意思があるものと推定してもよいとする見解もみられる（我妻栄・債権各論中巻一（民法講義 V 2） 254頁）。

（注 7）なお、本報告書では、「着信通知」、「受信通知」の用語も用いているが（3.2 (4)）、これと受注データとは区別されなければならない。すなわち、「着信通知」は、単に相手方のデータ（例えば発注データ）が伝達されたこと、換言すれば自己のメールボックスに記憶されたことをデータの送り手である相手方に通知するにとどまるものである。また、「受信通知」は、相手方のデータ（例えば発注データ）が伝達されたことだけでなく、その内容を理解したことをデータの送り手である相手方に通知するものである。したがって、これらの通知は「受注データ」と異なり、相手方のデータに対して同意する意味を含むものではない（例えば受注データには発注データに同意する意味が含まれている）。

3.2 発注データに関する事故と通知・確認（注 1）

前述のように、個別的な売買契約の締結に関しては、通信その他の費用を節約する目的で発注に対応する受注データの伝達を行わず、発注データの伝達のみによって個別的な売買契約が成立する方式が考えられている。

ただこの方式においては、特にシステムの障害あるいは発注データの伝送途上の事故（例えば、発注データが受注者に伝達されない場合、発注データの一部が途中で変わってしまった場合、などが考えられる）、あるいは発注者の入力ミス（例えば、数字キーの押し間違い、などが考えられる）によって発注者の正しい意思が受注者に伝達されない場合に（あるいは発注者

の意思と異なる内容のデータが発注データとして受注者に伝達された場合に)、そのことを契約当事者が早い段階で知ることが困難である。したがって、いかにしてこれらの事故を早期に発見するかがシステムの構築上重要な課題となる。もともと単方向型のデータ伝達による契約の締結方式なのであるから、事故の早期発見について可能な範囲内において適切な方法を考えるのはかなり難問である。例えば、当事者にメールボックスその他システム全体についての監視義務を負わせることも考えられないわけではないが、費用負担の点で問題があるように思われる(データ交換を単方向にして費用を節約しようとした当事者の意図が達成されないことになるからである)。結局、事故の発生する確率と事故の検知システムの費用・手間を考慮にいられて、データ伝達が単方向型が望ましいか、双方向型が望ましいかという政策的な検討が必要であるように思われる。

本報告書では、発注データの伝達によってのみ個別的な売買契約が成立する方式を前提として誤ったデータの取扱いについても発注データに限って考察しているが、受注データあるいは確認データの誤りについても発注データの誤りと同じような考察が必要である。さらには、発注者が発注の意思を決定するのに際して、その前提となる見積り情報などのデータの誤りがあった場合にも、それに基づいて成立した個別的な売買契約の効力が問題となる(具体的には、後述するように錯誤、等が問題となる)。

(注1) 本報告書では、通常用語法とは異なり、「事故」の概念を広くとらえ、その中にデータの発信者の入力ミスも含めて考察している。入力ミスの場合もその他の事故の場合も発注データの客観的な意味内容に対応する発注者の意思が存在しないという点では共通しているからである。

(1) 基本的な考え方

発注データを発注者が端末から入力し、そのデータが通信回線を経て受注者のメールボックスに記憶されるまでの間にさまざまな事故を生ずる可能性がある。事故の態様としては、① 発注者の発注データが受注者のメールボックスに記憶されない場合と、② 受注者のメールボックスに記憶された発注データに対応する発注の意思が発注者に存在しない場合、の2つに大別される。前者の例としては、発注データが発注者の端末から受注者のメールボックスに向けて伝送されない場合、発注データが伝送の途中で消失した場合、発注データが誤って第三者のメールボックスに伝達された場合、などがある。後者の例としては、同一の発注データが誤って二重に受注者に伝達された場合、無権限者による発注データが受注者に伝達された場合、誤って入力された発注データ(発注者の意思に基づかない)が受注者に伝達された場合、発注データが途中で変化して(いわゆるデータ化け)受注者に伝達された場合、

などがある。

これらの事故の原因としてはいろいろなものが考えられるが、大きく分けるとシステムの障害と端末の操作ミスとに分けられる。システムの障害としては、ハードウェア、ソフトウェア及び回線の障害がある。システム障害の原因にはさらに、① 落雷、地震、洪水などの自然災害、② 失火やハードウェア設計、プログラム開発に関するミスなど人為的な過失、③ 暴力行為やウィルスの投入など第三者による意図的な不正な加害行為などが考えられる。これらの原因について、責任の観点からみると、受発注当事者のいずれかの責任に帰すべき場合とそうでない場合（その中でも第三者の責任に帰すべき場合と不可抗力の場合とがありうる）とがある。

操作ミスの主要なものは、キーの押し間違いやコードのとり違いによる誤入力である。また、発注者の発注意思を決定した動機に誤りがあったために、発注者が誤った発注をしたような場合にも実務上はしばしば紛争の原因となる。これは、厳密には操作ミスとはいえないが、入力された発注データに対応する発注者の意思が欠けているという点では操作ミスと共通する問題である（操作ミスは、多くの場合いわゆる表示上の錯誤あるいは内容の錯誤と考えられるが、動機の誤りは、動機の錯誤と考えられる）。

双方向型のデータ交換によって個別的な売買契約が成立する方式によって取引を行う場合には、発注者は受注データの有無やその内容によって、何らかの事故が存在することを推測する機会を持つが、単方向型のデータ交換によって個別的な売買契約が成立する方式によって取引を行う場合はそのような機会がない。そこで、受注者側からの着信ないし受信の通知や、異常データに関する照会確認など、システム上においてこのような事故の発生を迅速に発見し、それに対処する方策を講じておくことが、事故による損害の発生、拡大を防止するために有用である。ただ、受注者側にこのような通知、紹介を義務づけることは、発注データの伝達だけで個別的な売買契約を成立させるという契約方式の利点を減殺するものといえよう。したがって、このような方策を基本契約の中でどこまで定めるかは十分に検討しなければならない。

さらに、発生した損害を受発注システムの当事者間でどのように負担するかについても基本契約の中で定めておくのが望ましいであろう。特に、事故の原因が解明できず、その帰責性を明らかにできないことが少なくないことが予想されるだけに、責任分担のルールを定めておくことは重要な意義を有すると思われる。しかし、事故による損害を関係当事者の間でどのように負担するかについては、これまで多くの議論がなされているが、いまだ見解の一致をみていないといってよい。したがって、現在の段階においては、基本契約の中で損失の分担について定めることが有意義であり、望ましいといえるにとどまり、具体的にどのよう

な基準に従って負担の方法を定めれば当事者間の公平に合致するかを明確に示すことはできないといわなければならない。

(2) 事故の態様

(a) 売買契約の方式と事故の検知

事故の態様には種々のものがあるが、発注データが発注者の端末によって入力される時から受注者のメールボックスに記憶され、受注者がその内容を了知する時までの間に、発注データに関して生ずる事故に限っていえば、その主要なものは、データの消失、送信の遅れ、誤配などデータそのものの伝達に関する事故と、データの誤入力、データ化けなどデータの内容に関する事故がある。

実際には伝達上の事故やデータ内容の誤りは、受注データ、確認データあるいは発注データに先立つ計画情報（発注の見込み情報）、見積り情報などについてもありうるのであって、これらの事故の検知やそれから生ずる損害の回避のための措置も必要となるが、ここでは発注データに限定して考察する（ここでも発注データに関する考察が基本的に他のデータにも当てはまると思われる）。

発注データに関する事故が特に問題となるのは、受注データの伝達を行うことなく、発注データの伝達のみによって契約を成立させる場合である。受注データが伝達される場合は、その伝達の有無、タイミングや、受注データと共に伝達される発注データの内容を見ることによって、発注者は事故を検知することができるが（必ずというわけではないが）、受注データの伝達を要しない場合には、発注者は上記のような事故を発見する機会を持たないからである。

(b) 発注データの伝達によって売買契約を成立させる場合の事故の態様

発注データの伝達によって個別的売買契約を成立させる方式をとる場合に、システム障害や操作ミスによって生じうる事故ないしトラブルの態様を例示すると次のようになる。

・データ消失

発注データが受注者のメールボックスに記憶されることによって個別的な売買契約が成立するのであるから、受注者のメールボックスに記憶される以前に発注データが何らかの理由により消失した場合には、個別的な売買契約は成立しないものと考えられる。

発注データが受注者のメールボックスにいったん記憶された後にそのデータが消失した場合には、発注データが伝達されたのであるから、個別的な売買契約は成立したもの

と考えられる。しかし、この場合には、受注者は発注データの内容を知り得ないのが通常であるから、債務を履行しないまま契約上の履行期が経過する可能性がある。ただこのような債務不履行について、受注者が当然に債務不履行責任を負うものではない。すなわち、債務を履行しないことが、債務者（＝受注者）の責に帰すべき事由によるものといえるかどうかによるからである。受注者に無関係の原因で発注データが受注者のメールアドレスから消失した場合（特に、本報告書においては、受注者のメールアドレスは発注者の下に置かれていることが想定されている）、受注者に債務を履行しないことについて帰責事由があるとはいえないであろう。

- ・データ伝達の遅延

個別的な売買契約は発注データの伝達時、すなわち受注者のメールアドレスにそれが記憶された時点に成立するのであるから、その伝達が遅延すれば、個別的な売買契約の成立も当然に遅延する。

- ・データの二重伝達

発注データが二重に伝達されるのであるから、外観上個別的な売買契約が2つ成立することになる。そこで、その法的な評価が問題となる。一方については有効な売買契約が成立すると思われるが、他方については、発注データに対応する発注者の意思が存在しないのであるから、売買契約は不成立あるいは錯誤による無効のものと考えられる。

- ・データの誤配

発注データが受注者以外の者へ誤配された場合には（このような事故は、受注者となりうる者が複数存在する場合でなければ、発生しないであろう）、発注者が本来契約の相手方として意図していた受注者との間では、発注データが伝達されていないのであるから売買契約は成立しないと考えられる。しかし、発注データの誤配された相手方との間には外観上個別的な売買契約が存在することになる。しかし、発注者にはその相手方と売買契約を締結する意思がないのであるから、その売買契約は不成立あるいは錯誤による無効のものと考えられる（特に、誤配された相手方も発注者と通常取引関係にない場合には、相手方にも契約締結の意思がないと考えられ、その当事者間に有効な個別的な売買契約が成立したと解することはできないであろう）。

- ・データ化け

まず、外観上は受注者に伝達された発注データに従って個別的な売買契約が成立すると考えられる。しかし、伝達された発注データは、発注者の意図していたものと内容が異なるデータに変化しているのであるから、その契約について錯誤の問題を生ずると考えられる。

- ・誤入力

この場合にも、データ化けの場合と同じように考えられる。すなわち、外観上受注者に伝達された発注データに従って個別的な売買契約が成立すると考えられるが、成立した契約の内容が発注者の意思に合致していない場合である。ただし、データ化けの場合と異なって、発注者の入力した発注データと受注者に伝達された発注データとの間に齟齬はなく、発注者の過誤によりその意図と異なる発注データを入力したにすぎないのである。したがって、契約について錯誤の問題として処理するとしても、単純なデータ化けの場合とは異なった考慮が必要であるように思われる。

- ・メールボックスからのデータの取り忘れ

これは、必ずしも事故とはいえないが、このような事態も想定できないわけではない。この場合には、発注データが受注者に伝達されているのであるから、個別的な売買契約が成立することにはなんら問題はないであろう。ただ、事実上受注者が申込内容を知らない状態となるので、そのまま契約の定められた履行期が経過すると債務不履行の問題を生ずる。それについては、受注者のメールボックスにいったん記憶された発注データが受注者の知らないうちに消失した場合と同様である。すなわち、受注者が債務不履行責任を負うかどうかは受注者に帰責事由があるかどうかによることになる。受注者のメールボックスからのデータの取り忘れの場合には、データの消失の場合よりも受注者に帰責事由があると判断され易いであろう。

(3) 発注データに関する事故の発見方法

現実の電子取引においては、契約に要する費用の節約、等の理由から、発注データが受注者に伝達された場合には、受注者からの拒絶又は異議のない限り、受注データを必要とせず、発注データの伝達のみによって個別的な売買契約を成立させる方式が有力であり、将来もこの傾向は持続すると思われる。そこで、上述のような発注データに関する事故を迅速に発見し、それに対処する方法を講ずることがシステム上重要な課題となる。

(a) データ伝達上の事故の発見方法

発注データの消失、伝達の遅延、二重伝達、誤配、メールボックスからの発注データの取り忘れ等をチェックする方法として、いわゆる消し込み方式が一般的に採用されている。すなわち、受注者のメールボックスに記録された発注データを一定期間保存することを前提として、受注者がメールボックスからデータを取り出したときにはそのデータを消し込み、消し込まれたデータはフラグによって知りうるという方法である。このような方法においては、発注から一定の期間が経過するまでは、発注者がメールボックスに記録され、また消し込まれた発注データの状況を後から確認することによって、上記のような事故の発生を推測することができるようにシステムが構築されている（もちろんあらゆる種類の事故に対応できるというわけではないが）。また、当事者間の合意によって、発注データが正しく処理されていることの確認の方法として自動処理によって必要な件数の情報等を受注者から発注者に通知させることを定めることもできる。

(b) 発注データの誤りの発見方法

入力ミスによる発注データの誤りやデータ化けの発見方法としては、技術的にいろいろなものを考えることができる。したがって、具体的なシステムにおいては、費用と効果を比較考量して、どのような方法を選択するかの問題である。例えば、発注データの数値を合計したデータを受注者が発注者に伝達することにより、発注者がそのデータと自己の発注データとを照合し、何らかの事故の発生を発見しうるようにすること、等の方法が工夫されている。

例えば、一つの典型的な例として、電子機器のセットメーカーによる部品発注の例をあげることができる。このような取引においては、当事者間で合意された納期における目的物の欠品や未納は発注者の生産計画に少なからぬ支障をきたすため、発注者側の担当者からの問い合わせや確認が電話やファクシミリにより緊密に行われ、発注データの誤りだけでなく、データの伝達上の事故も含めてさまざまな事故の検知やそれから生ずる損害の回避が図られている。このような例においては、事故の発見方法にかなりの工夫をしているものといえよう。

しかし、現実の電子取引では、契約締結費用の節約の要請から、データの誤りを検知する方法は部分的に採用されているにとどまっている場合が少なくない。もっとも、実際にデータの誤りが生じた場合に、それから当事者間の紛争に発展する例はそれほど多くはないと思われる。その背景には、実務の慣行からくる次のような事情がある。

すなわち、このような受発注システムは継続的な取引であるために、データの誤りが生

じて、その後の取引の中で誤りを解消していく方法が取られていることである。

その典型的な例として、日用品雑貨の卸売業がメーカーに商品を発注する取引をあげることができる。このような取引においては、量産品の在庫補填のための発注が継続的に行われているという取引の性質から、納期に欠品、未納のある場合であっても、その後商品の手当てのできたときに後から納品するという受注残方式が取られているのが通常である。したがって、発注データの誤りが仮に生じたとしても、紛争になることはそれほど多くはない。もっとも、このようにいえるのは、データの誤りが商品の数量に関する場合（特に、発注者の意図したよりも数量が少ないデータが受注者に伝達された場合）である。このような取引形態を取る場合であっても、発注者の意図していたよりも多い数量のデータが発注データとして受注者のメールボックスに記憶された場合には、紛争が生じないとはいえないであろう。特に数値の誤りが発注者の予想を超えるような場合には、それ以後の個別的な売買契約によって修正することができない場合もあろう。また、数量でなく、商品の種類に関するデータの誤りについても、後からの取引によって修正することは必ずしも容易ではないと思われる。

さらに、将来、生産、流通の基本的な方法として、多品種少量生産及び在庫量の極小化へという動きが増大していくと、これに伴い商流における発注件数、頻度も増加していくであろう。そうすると、受発注費用の軽減等の目的から、受発注システムにおける電子化率は一層拡大していくものと思われる。その結果、現在行われているような電子データの交換によらない（すなわち、電話、ファクシミリなどによる）マニュアル的な情報の連絡や、発注者における経常的に一定量の在庫を保有することによって紛争を防止することが次第になくなるのではないかという予想もできる。

以上のような将来の予想される動向は、一方では、今後物品の売買等の継続的な取引において、個別的な売買契約を迅速に確定させ、その履行をより確実なものとする必要性を増大させるものと考えられる。しかし、他方では、個別的な売買契約の不成立や不履行の原因となる事故を検知することに関しては、上述のような人が介在して行う監視がより一層困難となるであろう。また、システム上において発注データの誤りを検査することにも費用の観点から限界のあることも否定できないものと思われる。

したがって、何らかの事故により、発注者の意図とは異なる発注データが受注者のメールボックスに記憶された場合に、どのような内容の個別的な売買契約が成立したと解すべきかについて、法的見地から検討する必要がある。そのような法的な検討を前提に、事故が生じた場合について当事者間の公平がはかられるような紛争処理手続き（当事者間に生じた損害

の公平な分担を含めて)を基本契約に定めることが重要な課題である。

(4) 発注データに関する事故検知のための通知・確認

以上のような理由からすると、費用の観点から実現が可能で、かつより効果的な事故検知の方策を講ずることがシステムの構築上重要な課題となるが、当事者間の通知・確認の面に関しては、次のような対応方法が考えられる。

(a) 当事者間の通知

まず、第一に、発注データが伝達された旨を受注者が発注者に通知する方法が考えられる(以下においては「着信通知」(注2)という)。

発注データについてその着信通知を要求することの利点は、発注者が発注データを発信したにもかかわらず、受注者から着信通知が届かない場合には、発注データが伝達されなかったこと(発注データの消失、誤配等)や遅延して伝達されたことを知り得ることである。

これに反して、受注者に着信通知を行う義務がない場合には、発注者は上記の状況を知る機会がないので、当事者間の緊密な連絡がない限り、このような事故を検知することが困難となる。

発注データの伝達に事故があった場合は、発注者に契約の不成立や遅延による損害を生じうるが、それが発注者自身の責に帰すべき事由によるものであれば、その損害は発注者が甘受しなければならないであろう。もし、その損害が受注者の帰責事由によるものであれば、発注者は受注者にその損害の賠償を請求できる可能性がある。ただその責任の根拠については、十分検討しなければならない。個別的な売買契約は成立していないのであるから、基本契約上の債務不履行の問題と考えるか、個別的な売買契約締結上の過失の問題と考えるか、あるいは不法行為の問題と考えるかである。また、その損害が第三者の責に帰すべき事由による場合には、発注者は当該第三者に損害の賠償を請求できると思われる(債務不履行による場合と不法行為による場合とがあろう)。しかし、その損害が不可抗力に起因する場合には、発注者がその損害を負担せざるをえない。損害の原因が不明である場合にも結局同じことになる(現実には、原因が不明であることあるいは原因が判明しても誰に責任があるかが不明であることが少なくないと推測される)。

発注者と受注者あるいは当該第三者との間で責任制限特約がある場合には、それが合理的である限り、その制限に従わなければならないであろう。

着信通知のもう一つの利点は、発注データの伝達を契約成立の要件とする方式において

は、個別的な売買契約の成否について紛争が生じた場合に、着信通知が発注データの受注者に伝達されたこと、すなわち個別的な売買契約が成立したことの有力な証拠になることである（発注データの内容が正しく伝達されたことまで証明するものではないが）。着信通知がなされない場合には、発注者としては、他の方法によって発注データが伝達されたこと、すなわち受注者のメールボックスに記憶されたことを証明しなければならない。しかし、受注者の協力がえられない場合、あるいはシステムに関与するVAN事業者のもとに発注データが伝達された旨の記録がない場合には、自己の発信記録を唯一の証拠資料とせざるをえない。しかし、発注者の発信記録に発注したことの証拠としての能力があるかどうかは疑問である。

また、第二に、受注者が発注者に対して、発注者の発注データが受注者に伝達されたこと、すなわち受注者のメールボックスに記憶されたことだけでなく、受注者がそれを理解したこと（法的には、単なる客観的な事実の通知であって、申し込みに対応する承諾を意味するものではない）を通知する方法も考えられる（以下においては「受信通知」（註3）という）。このような受信通知は、発注データが受注者のメールボックスに記憶された後に、消失したり、受注者がそれを取り忘れたりすることを検査することを目的とするものである。

このような着信通知や受信通知については、基本契約の中で、受注者が必ずこれらの通知をすると定める方法と、発注者から照会した場合に限りこれらの通知を行うことを定める方法等が考えられる。なお、着信通知や受信通知を受注者に義務づける場合であっても、基本契約の中でこれらの通知を個別的な売買契約の成立要件として規定しない方が適切であろうと思われる。これらの通知自体が何らかの事故により発注者に伝達されなくても（あるいは遅延した場合であっても）、個別的な売買契約の成立を認めても不都合はないと考えられるからである。

第三に、発注データの伝達上の事故やデータの取り忘れを検知する手段として、受注者が発注データを自己の装置に受信した際に、受信したデータの件数や内容検査の情報を受信確認通知として発注者に伝達したり、システムにVAN事業者が関与する場合には、VAN事業者からメールボックスへの発注データの受信状況や発注データの取り忘れ等を受注者に通知させる方法がある。

第一から第三に述べたようなこれらの処理は、通常は自動化されているようである。そして、これらの方法からどのようなものを採用するかは、費用対効果を考慮した選択によるが、採用にあたっては、費用負担を含めて当事者間の公平を考慮しなければならない。受発注システムの構築上優越的地位にある当事者が自己に有利な条項を押しつけることと

なる場合には、その条項の有効性が問題となる（民法90条に定める公序良俗違反、独占禁止法上の優越的地位の濫用等の問題となろう）。

以上のほか受発注当事者及びシステムに関与するVAN事業者は、何らかの事故による損害の発生を回避するため、発注データの状況やこれに影響するシステムの稼働状態などについて、気のついたことを積極的に受発注当事者やVAN事業者に連絡することが望ましいが、そのような通知を契約上義務づけることについては、システムの正常な機能ないしデータの正常な伝達を確保するために常時システム全体を監視するという過大な義務を受発注当事者やVAN事業者に課すことになりそれが妥当かどうか検討を要する。

例えば、誰がみても明白な誤りを含んだ発注データを受け取った場合や、特定のデータに関し、一定時間内に受信しなかった場合における相手方への連絡等、客観的に明確で限定された事項についての通知を必要に応じて基本契約の中で義務づけることは必ずしも当事者間の公平を失するものとはいえないであろう。しかし、受注者が受け取った発注データの状況が異常であれば発注者にその旨を通知することを要するなど、包括的、抽象的な監視義務を前提とし、通知義務の範囲が広汎で通知の要否の判断も客観的に言い難いというような条項を基本契約に定めることについては、契約当事者の一方（受注者）に過大な義務負担を強いるものであり、契約当事者間の公平を失するおそれがあるものといえよう（前述のような独占禁止法上の優越的地位の濫用についても配慮が必要である）。

(b) 照会・確認

データの誤りが発生する原因には、通信回線やソフトウェアの事故、入力ミスなど電子取引に特有のもののほか、動機の錯誤等入力以前の過程に原因のある場合もある。あるいはデータ内容は正常だがデータ伝達の宛先や受信のタイミングが異常であるなど、受信の状況に異常がある場合もある。また、システム障害の発生も誤ったデータの発生を予見する事由となり得るので、例えばシステム障害が生じ、データの誤りが発生したのではないかという疑いを抱いたときは、それに起因する損害の発生を防止するために、発注者又は受注者は、発信又は受信した発注データの内容の正確さ等について相手方に確認を求めることが重要である。

このように、発注データの伝達上の事故や、入力ミス等によるデータの誤りの発生は、当事者の感知したさまざま異常事実をきっかけとする照会、確認によって検知される場合が多い。

例えば、通信回線やハードウェア、ソフトウェアの障害発生、メールボックスにおけるデータの書き込み、取り出し状況の異常、あるいはまた取引に関し事前に提出された情報

や日常の取引の状況からみたデータ内容やデータ着信状況の異常などから、当事者が相手方のデータの伝達やデータ内容に疑いを抱いた場合は、その照会、確認をする必要性を感じるであろう。

また、そのような疑いがなくても、特に重要な発注データに関しては、発注者が受注者に対して諾否の意思や履行の可能性を確認したり、受注者が発注者に対して受け取った発注データの内容の正確さを確認する等の必要性を感じることがあり得る。

このような場合に、発注データについての照会、確認が当事者間の任意の緊密な電話連絡等によって行われるときは、これによって事故の検知や事故から生ずる損害の回避が可能であるが、そのような緊密な連絡を実務上期待しえない状況もあり得ると思われる。そのような観点から、異常を察知した場合に相手方への照会や連絡を基本契約において義務づけるという考え方もあり得ると思われる。しかし、今後電子化率の上昇や処理件数の増大に伴い、人による広汎な監視義務を前提とした照会等の義務づけは、事務負担、費用の面から問題があり、また注意義務の範囲を基本契約の中で明確に示すことが極めて困難ではないかと思われる（このような監視義務違反は直ちに損害賠償責任を生ぜしめるのであるから、監視義務の範囲は明瞭であることが望ましい）この点においても、今後検討を要する問題があるといえよう（もっとも、人によらない監視機能の技術的な発展の重要性は否定できないが）。

したがって、そのような事故の検知や損害発生の防止を円滑に行うため、基本契約で受発注当事者に、必要と認める場合には受注者が発注者に発注データに関して照会を行うことを権利として認め、発注者にそれに対する回答を義務づけることは有意義であろう。

ただ、そのような契約上の義務づけは、当事者間の経済的な力関係に格差がある場合、優越的地位の濫用等独占禁止法上の問題を生ずる余地もあり得るので、契約及び取引の運用にあたって慎重な配慮が必要である。

（注 2）「着信通知」と「受注データ」との差異については、すでに述べた（3.1 前出（注 7）参照）。

（注 3）「受信通知」と「受注データ」との差異については、すでに述べた（3.1 前出（注 7）参照）。

3.3 発注データの取消・変更（注 1）

発注データの取消・変更を行う必要性は、受注者のメールボックスに記憶された発注データの内容が誤入力やシステム障害等により発注者の意図していた内容と異なるものとなっている

場合に、発注者がその発注データの取消・変更を行うことができるかどうか問題となる。発注データが受注者のメールボックスに記憶されたことによってそのデータに従った個別的売買契約が成立しているのに、発注データの取消（実質的には撤回であることが多いであろう）・変更を認めることは、成立した契約を解消し、新たな契約をやり直すことになるからである。また、そのような発注データの取消・変更ができるとしても、それがどのような場合であるかも問題となる（すなわち、取消・変更の要件の問題である）。すべての誤った発注データについてその取消・変更を認めるとすれば、その影響はかなり重大であるといわなければならない。そこで、受発注当事者の利害の調整に十分配慮することが必要である。なお、事情変更による申し込み内容の変更も問題となりうる。しかし、事情変更の原則は、電子取引に限らない一般的な問題としてもかなり検討しなければならない問題である。さらに電子取引の中で事情変更の原則をどのように取り扱うかはより困難な問題である。また、本報告書が取り上げているような電子取引においては、個別的な売買契約の成立からその履行までの期間についてはそれほど長期間を想定していないと思われるので、事情変更の原則を問題とする余地は比較的少ないと思われる。そこで、ここでは事情変更の原則の問題のあり得ることを指摘するにとどめておく。以下においては、事情変更の原則によらない一般的な発注データの取消・変更を考察の対象としている。

（注１）ここで、「取消・変更」というのは、本文中でも述べているように、いったん受注者に伝達された発注データを取り消し（あるいは撤回し）、新たな発注データを伝達することを意味している。すなわち、当初の発注データは最初から存在しなかったことになり、後の発注データだけが存在することになる。したがって、最初の発注データに従って成立した個別的な売買契約は、その基礎となる発注データの取消の結果、存在しなかったことになり、後の発注データに従って個別的な売買契約が成立することになる。要するに本来は拘束力のすでに生じている契約を発注者の一方的な意思でやり直しを認める制度である（割賦販売法などにおいて消費者保護の観点から認められているクーリングオフ制度に類似しているものといえよう）。

（１）基本的な考え方

発注データの取消・変更制度については、次のように考えられる。発注データに誤りがあるかどうかを受注者側で検知することは難しく、前述のような着信通知などによって発注者側で発注データの誤りに気がついたときには、発注データの取消・変更ができるということを、一定の要件のもとに認める条項を基本契約に定めることが考えられる。このような発注

データの取消・変更を認めること（したがって、いったん成立した個別的な契約のやり直しを認めること）が電子取引の実態に合っているかどうかは、なお十分な調査をしないと判断できないが、全く考えられない制度ではなく、検討に値するものではないかと思われる。そこで、発注データを発信後一定期間内に限って、発注者が発注データを取り消し、新たな発注データを発信できるという制度を設けることが考えられる。発注データの取消・変更があった場合には、変更された新しい発注データに従った契約が成立することになる。このような取消・変更を認めることは受注者に大きな影響を与えるものであるから、もし、発注データの変更・取消を認めるとすれば、そのための要件を基本契約においてどのように定めるかが重要な問題である。

まず第一に、どのような種類のデータの誤りについて、その取消・変更を認めるかが検討されなければならない。いわゆるデータ化けのような場合にデータの取消・変更によって発注者が本来意図していた個別的契約を成立させることについてはそれほど不都合はないであろう。しかし、発注者の単純な端末の操作ミス（数字キーの押し間違いなど）によるデータの誤りについてもその取消・変更を認めるとすればかなり問題である。さらに、発注者が動機の錯誤に陥っていた場合、あるいは、いったん発注してからその意思を変更した場合にまで、発注データの取消・変更を認めるとすれば、受注者に大きな不利益を課すものであるといわなければならない。

次に、この取消・変更が認められる期間についても十分検討されなければならない。一般的には、当事者間で合理的な期間を決めることが必要であるといえるが、どのくらいの期間が合理的であるかは、目的物が何であるか、履行期がいつであるか、等を考慮して判断されるべきものであって、一律に定められるものではないであろう（なお、期間の起算点についても基本契約の中で明確にしておく必要がある）。

また、発注者が当然に発注データの取消・変更ができると定めるのではなく、発注者は、発注データの発信後一定の期間内に限って、発注データの取消・変更に関し、受注者に協議を申入れることができるものとし、受注者に協議に応諾する義務を課す旨の条項を基本契約に定めることも考えられる。この場合には、協議が不成立の場合は、当初の発注データに従った個別的な売買契約の成立を確定するのか（もっとも、その契約内容がデータ化けなどの事故によって発注者の意思と異なる場合に契約の効力が問題となることは前述のとおりである）、その契約は成立しないとするのかを明示しておくことも必要である（このような場合にも、その要件、期間については前述のとおりである）。

さらに、発注データに関して、照会、確認要求をした場合には、その取消・変更についてどのように取り扱うかについても基本契約の中で明確にしておくことが重要である。特に、

取消・変更が許される期間を例えば発注者が受注者から照会・確認の通知を受領した時から起算するのか、通知と関係なく発注データの発信時から起算するのかといったことを明文で定めるのが妥当である。

(2) 受発注当事者間の利益衡量

誤入力、システム障害等により、発注データの内容又は宛先等に誤りのあることが判明した場合に、その発注データの取消・変更を認めるか否かによる受発注当事者の利益衡量に関しては、次のような場合が考えられる。まず、第一に、発注者による取消・変更を認めても当事者のいずれにも損害を生じない場合が考えられる。このような場合には、発注者による発注データの取消・変更を認めやすいであろう（そもそも、当初の発注データどおりの契約の成立を認めても、受注者に損害は生じないであろうから、発注者が自分の意図とは異なった発注データであっても、それを取り消さないことも許されるであろう）。第二に、発注者による発注データの取消・変更を認めると、受注者に損害が生ずる場合が考えられる。この場合には、発注者による発注データの取消・変更を認めるには慎重でなければならない。あるいは、それを認めるとしても、受注者の被る損害をできるだけ小さくすることが考えられなければならない。そのような観点から次のような対応が考えられる。

- (a) 受注者が取消・変更によって損害を被るおそれのないような一定期間を限って、発注者の一方的な意思による発注の取消・変更を認めることとし、基本契約にその旨を定めることが考えられる。

このように発注者による自由な取消・変更を認める期間は、受注者に損害を生ずる余地のない期間であるとともに、発注者にとっても取消・変更制度を利用する価値のある合理的な期間であることが望ましい。

なお、発注データに関して前述のような照会、確認の手続きがなされる場合に（基本契約にその手続きが定められていると否とにかかわらず）、発注データの取消・変更が可能な期間をどのように定めるか、特に、期間の起算点を回答を受領した時とするのか、回答と関係なく発注データの発信時とするのかも重要な問題である。

- (b) 上記のように発注者による一方的な発注データの取消・変更制度ではなく、発注者は受注者との合意がなければ発注データの取消・変更を行うことができないが、発注者が発注データの取消・変更について受注者に協議を申し出た場合は、受注者が協議に応ずることを基本契約で義務づけることも考えられる。

当事者が協議を行うに当たっては、次のような点を考慮して、売買契約を有効なものとして扱うか（取消・変更を行わない）、取消・変更を行うかの選択を行うことが期待される。

第一に、発注者に取消・変更の利益がなく、受注者が取消・変更によって損害を被る場合には、売買契約を有効なものとして扱う方が妥当であろう。例えば、発注データでは、発注者の意図していたよりも数量が多かった場合であって、受注者はすでに製品の製造に着手しており、発注者は次回の発注で在庫の調整可能なときなどがその例である。

第二に、発注者に取消・変更の利益があり、受注者は取消・変更による損害を被らない場合には、取消・変更を行うことを認めてもよいと思われる。例えば、発注データでは、発注者が意図していたよりも数量が多かった場合であって、発注者は契約どおり納品を受ければ不要な在庫を抱えることとなるが、受注者はまだ製造着手前であるときなどがその例である。

第三に、いずれの選択をしても、いずれかの当事者が損害を被る場合には、合理的な損害の分担を前提として選択を行うことも考えられる。例えば、発注者側に帰責事由があると考えられるような入力ミスによってデータの誤りを生じた場合には、取消・変更によって生ずる受注者の損害を発注者が補償することを前提として、発注者が発注データの取消・変更を行うことを選択することもできよう（発注者としては、誤った発注データを維持することも十分に可能である）。

なお、上記の場合に、入力ミスの疑いを抱いた発注者が基本契約に基づき受注者に照会したにもかかわらず、受注者が回答義務を怠ったという事情があれば、受注者も相当の損害の分担を行うことが当事者間の公平からみて妥当であろう。

上記の選択を行うに当たって、損害の負担に合理性がなく、当事者の力関係の差によって一方に不利益な内容の合意がなされたとみられるときは、独占禁止法上、優越的地位の濫用による不公正取引に該当するおそれを生ずるので、留意が必要である。

(2) データ内容の誤りを生ずる原因とその態様

発注者の意図と異なる内容の発注データが送られる原因には、広い意味の誤入力とシステム障害がある。そのような誤りは、商品（種類、形状、色など）、数量、価格、納期、納入場所など重要な部分について生ずることがあり得る。また、二重発注等によりこのような誤りを生ずることもあり得る。

誤入力の代表的なものとしては、キーの押し間違いがある。例えば、商品Aコードを入力するつもりで、押し間違えて商品Bコードを入力するような場合がその例である。学説上で

いう表示の錯誤にあたるものと考えられる。また、商品Aコードも商品Bコードも同じ意味であると誤信し、商品Aコードの意図で、商品Bコードを入力する場合がある。これは、学説上でいう内容の錯誤（表示行為の意義に関する錯誤）にあたるものと考えられる。

そのほか発注者が発注を決定した動機に錯誤のある場合が考えられる。例えば、商品Aが売れ筋商品であるという誤った情報を誤信し、商品Aを発注したが、商品Aは売れ筋商品ではなかった場合がその例である。

これらの錯誤が外観上成立した個別的な売買契約にどのような影響を与えるかは難問である。今後の検討課題であるといえよう。

システム障害によるデータ化けとしては、例えば落雷による電力の瞬断などによって起こりうるものである。これは、厳密な意味では意思表示における表意者の錯誤とは異なるものである。学説における表示機関の錯誤（例えば、電報局の過誤により電報の内容が誤って伝達されたような場合）に類似するものと考えられる。したがって、錯誤の場合と合わせて考察することができると思われる。

(3) データの誤りを生じた場合の選択

(a) 内容に誤りのある発注データが受注者の許に到達した場合、受注者から拒絶又は異議のない限り、一応個別的な売買契約が成立するが、発注データに対応する発注者の意思が存在しないのであるから、売買契約の効力を検討しなければならない。すなわち、売買契約が無効であるか（たとえば錯誤など）、取り消しうべきものであるか（例えば詐欺など）が問題となる。また、このような契約の無効・取消とは別に、データの重要な部分に関する誤りが検知されたときには、発注者は、発注データの取消・変更をすることができる（もちろん意図していなかった契約をそのまま維持すること、すなわち無効・取消を主張しないこともできる）。このことについてはすでに述べたとおりである。

(b) 契約の無効・取消について裁判上の争いとなった場合には、その判断は状況により微妙に異なる可能性があり、裁判の結果を予見することはすこぶる困難である。

例えば、錯誤について民法95条は「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス 但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ズ」と規定しているが、どのような錯誤が法律行為の要素の錯誤となるか、どのような場合に、表意者に重大な過失があったといえるかは、条文の文言からだけでは判断できない。また、動機の錯誤は、民法95条における錯誤に該当せず（したがって、契約の無効事由となりえない）、動機が表示された場合のみ、内容の錯誤として民法95条が適用されるとす

るのが判例の立場である（最近では多くの学説がこれに反対しているが）。したがって、具体的な場合に関して、錯誤による意思表示の無効が認められるかどうかという法的判断を予見することは極めて困難な実情である。

4. データの保存

4. データの保存

4.1 データ保存に関する現行の法制度

電子取引に関して紛争を生じたときに、電子データを証拠とする場合には、電子データ特有の問題を生じる。

電子データは文書と異なり、改竄することが容易であり、しかも改竄した痕跡が残らないこと、電子データを保管している間に、データの内容に変動を生じる恐れがあり得ること、電子データを必要時に可読状態に置き換えることを可能にしておくことが要求されるなどの特徴がある。

また、電子データについて、保存すべきデータの範囲、保存の態様なども問題になる。現在までのところ、電子データに関してはこうした点について直接に手がかりとなる法規は存在していない。また、電子データを保存するについては経費がかかるとともに、保存の態様もあらゆる事態に対応できるように用意するには相当程度の経費を必要とし、これらの経費は電子取引を行う当事者にとってかなりの負担になる。したがって、当面、それぞれの取引の状況に照らして、取引の当事者間において、上記の諸事項についてあらかじめ取り決めておくことが望ましいといえよう。

また、同一の事項について、保存されている文書と電子データとの内容に齟齬を生じた場合に、いずれを優先させるかについても、取引当事者間であらかじめ取り決めておくことが望ましい（3.1(5)を参照）。

商人は、商業帳簿及びその営業に関する重要書類は10年間保存することを義務づけられている（商法36条）。また、その形態について、商法36条の規定によって保存すべき商業帳簿及び営業上の重要書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録及びその付属明細書を除く）につき、マイクロフィルムによって保存することを、一定の要件に適合すれば、適法であるとされている（昭和49年11月7日社団法人経済団体連合会専務理事、日本マイクロ写真協会理事長照会、同年11月18日民四・6029号法務省民事局長回答（注1））。また、青色申告法人については、諸帳簿、財務諸表、注文書などの取引証票を、原則として七年間整理保存しなければならないとされている（法人税法施行規則59条（注2））。ただし、6年目、7年目については、帳簿書類そのものの保存に代えて、大蔵大臣の定める方法による保存をすることが認められている（同条5項）。この大蔵大臣の定める方法として、一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存を認めている（昭和57年3月31日大蔵省告示54号）。

（注1）商業帳簿、その他営業に関する重要書類をマイクロ写真により保存する件について

昭四九・一一・七 社団法人経済団体連合会専務
理事、日本マイクロ写真協会理事長照会、同・
一一・一八 民四・六〇二九 法務省民事局長回答

(照会)

最近におけるコンピュータ及びマイクロ写真の新技术の普及発展によって各会社においては、業務に関する書類をマイクロ写真によって作成し、あるいはこれによって保存することが広く行なわれているが、商法第三六条の規定によって保存すべき商業帳簿及び営業上の重要書類(貸借対照表、損益計算書、財産目録及びその付属明細書を除く)につき、これをマイクロ写真によって保存することとした場合、下記の要件に適合すれば適法な保存に該当するものと解されますが、この点に関しご見解をお示し下されたく存じます。

記

一、解像力

上記書類をマイクロ写真によって保存する場合、その解像力が充分であり、かつ商法所定の期間(商法第三六条、四二九条等参照)保たれるものであること。

二、見読可能性

閲覧権利者が要求した場合、マイクロ写真はすみやかに見読可能な状態にすることができること。

三、上記書類の閲覧とマイクロ写真作成の時期

上記書類はマイクロ写真に作成した場合には、廃棄できること。ただし、監査役、会計監査人の監査等に必要な限りにおいて、原本で三年以内閲覧できるものとする。

四、マイクロ写真作成者の署名

マイクロ写真にはその作成責任者の署名(記名捺印)が映像されるか、あるいはマイクロ写真に対応する目録を作成し、当該目録に作成責任者が署名捺印を行なうこと。

五、記録の整備

マイクロ写真の作成責任者、撮影者、作成年月日、作成場所等マイクロ写真の作成、検査、保管にいたる過程について、その内容と経過の記録が保存されること。

六、その他

マイクロ写真を作成する場合には、文書規定によって作成責任者を明らかにし、

検査等の手続きを講ずるものとする。

(回答)

本月七日付け書面をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり解しても商法第三十六条に反しないものと考えます。

(注2) (帳簿書類の整理保存)

法人税法施行規則第59条 青色申告法人(次項に規定するものを除く。)は、次の各号に掲げる帳簿書類を整理し、7年間(第3号に掲げる書類のうち、たな卸資産の引渡し又は受入れに際して作成されたもの(帳簿代用書類に該当するものを除く。)にあっては、5年間)、これを納税地(同号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。

一 第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する帳簿及び当該青色申告法人(次項に規定するものを除く。)の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が1億円以下であるもの若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及び外国保険事業者に関する法律(昭和24年法律第184号)第9条第1項(供託物に対する優先権)に規定する外国相互会社を除く。)、公益法人等、協同組合等又は人格のない社団等である青色申告法人は、前項各号に掲げる帳簿書類を整理し、同項第1号及び第2号に掲げる帳簿書類にあっては7年間、当該各事業年度において作成し、又は受領した同項第3号に掲げる書類にあっては5年間(当該書類のうち、現金の収受若しくは払出し、預貯金の預入若しくは引出し若しくは有価証券の取引に際して作成されたもの又は帳簿代用書類に該当するもの)にあっては7年間、その他の書類(たな卸資産の引渡し又は受入れに際して作成されたものを除く。)で当該法人に係る租税特別措置法第88条の5第1項(国外関連者との取引に係る課税の特例)に規定する国外関連者との取引に関して作成し、

又は受領したものにあつては6年間)、前項に規定する納税地に保存しなければならない。

3 前2項に規定する帳簿代用書類とは、第1項第3号に掲げる書類のうち、別表第20に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。

4 第1項及び第2項の期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月(法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定の適用を受けている場合には2月にその延長に係る月数の期間を加えた期間とし、清算中の内国法人について残余財産が確定した場合には1月とする。以下この項において同じ。)を経過した日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日から起算する。

5 前項に規定する起算の日から5年を経過した日以後の期間における第1項又は第2項の規定による保存は、大蔵大臣の定める方法によることができる。

1項…一部改正(昭和47年6月大蔵令55号)、1項…一部改正・2・3項…追加・旧2項…4項に繰下・5項…追加(昭和56年3月大蔵令24号)、2項…一部改正(昭和59年3月大蔵令8号・61年3月10号・平成3年3月16号)

上記の規則第59条第5項に定める大蔵大臣の定める方法として次の告示が設けられている。

昭和57年3月31日大蔵省告示第54号

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第59条第5項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を次のように定める。

法人税法施行規則第59条第1項各号に掲げる帳簿書類を同項又は同条第2項の規定により保存すべき場所に、日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダーを設置し、かつ、当該帳簿書類が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

1 日本工業規格K75582(安全性)に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

2 日本工業規格Z6001-附属書3(測定方法)に規定する方法により求めた実用品位数の値が11以上であること。

- 3 日本工業規格 Z 6005 4 (バックグラウンド濃度の測定) に規定する方法により求めたバックグラウンド濃度の値が 0.8 以上 1.2 未満であること。
- 4 日本工業規格 Z 6008 4 (解像力の試験) の規定により求めた解像力の値が 1 ミリメートルにつき 110 本であること。
- 5 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。
 - イ 法人税法施行規則第 59 条第 1 項又は第 2 項の規定により帳簿書類を保存すべきこととされている法人の帳簿書類の保存に関する事務の責任者である者の同条第 1 項又は第 2 項の規定により保存すべき帳簿書類が真正に撮影された旨を証する記載及び記名押印
 - ロ 撮影者の記名押印
 - ハ 撮影年月日

4.2 データの保存と利用

受発注に係る電子取引において当事者間において取り交わされるデータは、単に当該受発注のためにとどまらず、電子取引の当事者双方にとって多目的に活用する可能性を有している。それらのデータを各当事者が自己の営業政策、販売戦略などのために自らの支配下において活用する限りにおいては、特段の問題を生じることはないでなろう。

この点に関して、VAN 事業者が介在する場合については問題がある。VAN 事業者は、受発注に係るデータ交換に介在する過程において、発注者と受注者との間に伝送される種々の大量なデータを保存し、蓄積することが可能である。したがって、VAN 事業者と利用者との間で、データの保存に関する取り決めをしておくことを要する。とりわけ VAN 事業者において保存するデータを、VAN 事業者が利用することについては、VAN 事業者の守秘義務との関係で問題を生じることが考えられるので、利用者との間であらかじめ取り決めておくことが望ましい。

5. 安全対策等

5. 安全対策等

電子取引は、受発注データの交換を実現するコンピュータシステムや通信システム等（以下、「電子取引システム」という。）が前提となる。ところで、電子取引システムは自然災害や人為的エラー、不正行為などによる事故や障害発生危険にさらされている。また、電子取引システムには大量の電子取引に関するデータが電磁的記録媒体に集積され、迅速な検索や複製が可能となるため、外部からのアクセスなどにより営業秘密、その他のデータが不正に開示あるいは取得される危険もある。

これらのリスクを防止するため、電子取引システムの安全対策をどのように実現し、運用していくかを定め、かつ、当事者間の守秘義務についての取り決めをなしておくとともに、電子取引システムに事故や障害が生じた場合に備えて、緊急連絡や代替措置を定めておくことが必要となる。

5.1 電子取引システムの安全対策

各当事者は、電子データの種類、コスト、運用、技術進歩等を勘案して一定のレベルの安全対策がなされた電子取引システムを電子取引のために利用することを決定し、当該安全対策レベルで電子取引は運用されていく。そして、この安全対策に基づき、IDコードの付与、コールバック、暗号化等の機密保持手段を当事者間で取り決め、各々これを遵守するものとし、第三者の無権限アクセスを防御できるようにしておくことが、電子取引を適正に行っていく上で必要となる。

このように取り決められた機密保持手段を遵守することが各当事者の義務となっている場合、この義務違反がどのような法的効果をもつのかも、さらに規定しておくことが必要となる。例えば、この義務違反によって事故、障害が発生した場合の復旧義務、損害賠償責任の有無や、IDコードやパスワードの管理に過失があり無権限者による発注データの伝送があった場合に契約が成立するのか、過失のない場合はどうか、などである。なお、契約の成立とみなす規定をおく場合には、その規定がどんな場合にも有効となるかなどの検討も必要となろう。現金自動支払機からの支払いに関し、カード及び暗証番号の確認によって行った支払いについての免責約款の有効性及び適用を認めた裁判例がある（東京高裁平・元・7・19 判例時報1321号 129頁）。

5.2 装置等の管理、保守

各当事者は、電子取引において利用されるシステムを構成するハードウェアである電子計算機、端末機器、周辺装置及び私設回線等並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアについて、どのような考え方で管理責任を分担するのか定めておく必要がある。基本的には、各当事者のいずれがそのようなハードウェア、ソフトウェアに対する管理を行うべき地位にあるかどうかによって分担していくべきであろう。したがって、受発注当事者が管理を行うべき立場にない情報ネットワークサービス事業者が提供するサービスの前提となるハードウェア、ソフトウェアについては、その保守責任は受発注当事者にはないといえよう。

5.3 秘密保持

電子取引においては、各当事者は相手方の秘密情報を知りうる機会及び可能性が多いので、対象を明確にし秘密保持義務を課しておくことが必要となる。

パスワードその他の機密保持手段に関する情報は、当然対象になると考えられる。受発注データ自体については必ずしも対象とすべきものになるとは限らないが、必要性があれば対象とすることになろう。

なお、従前より保有していたもの、既に公知公用であったもの、自らの責に帰すべからざる事由で公知公用となったもの、第三者から正当に守秘義務を負わず入手したものなどは除外される例が多い。

また、電子取引の終了後も秘密保持を行ってほしいのなら、秘密保持条項の有効期間について別途定める必要がある。

なお、不正競争防止法では、秘密情報は守秘義務契約の有無にかかわらず、一定の要件（営業秘密と不正行為）を満たせば法律上保護されている。

5.4 電子取引システム障害時の措置

電子取引システムに障害や事故が発生したときには、次のような点について契約上定めておくことが必要と考えられる。

① 障害時の連絡

受発注当事者は、通信回線、電子記憶装置、プログラムの故障その他電子取引システムに障害や事故が発生したことを知ったときは、直ちにその旨を相手方に連絡し、すみやかな対応を図ること。

② 代替的な情報伝達手段

事故により電子データの伝送を行えない場合に備えて、当事者は別途協議のうえ代替的

な受発注の方法、バックアップ用施設の設置等緊急措置に関する取り決め。

③ 復旧後の措置

緊急措置として代替的な受発注の方法を利用した場合の事故や障害の復旧後の当該受発注に係る電子データに関する取り扱い。

④ 情報ネットワークサービス事業者との取り決め

当事者は、電子取引に関し情報ネットワークサービス事業者を利用する場合は、情報ネットワークサービス事業者との間に、前各項の措置のため必要な取り決めを行うこと。

なお、障害や事故認知後の連絡を契約上の義務とすべきか否か、仮に契約上の義務とする場合、違反についての損害賠償などに関する法的効果をどう契約上定めるかについては検討を要する問題となる。

6. 損失の負担

6. 損失の負担

システム障害による申し込みデータの消失、伝送の遅れ、二重送信、データ化け、データの誤入力等があって、当事者に損失がでたときは、その損失を誰がどれだけ負担するかという問題を生ずる。かかる損失を合理的な基準によって配分することが、ここでの課題である。

(1) 基本的考え方

当事者の被る損失の負担に関しては、次のような基本的考え方により処理する。

- ① 事故等の発生を可及的に防ぎ、また発生した場合に損失を最小限に抑えるための方策を（費用をにらみ合わせながら）検討し、この負担を当事者でどう割りふるかを約定する。
- ② 事故等が発生した場合の法的処理のルール（例えば、契約の成否、撤回の時期や条件など）を定める。
- ③ それでも発生する損失につき、どのように分担するかを定める。

かかる損失につき、当事者間で契約上別段の定めをしない限り、過失責任の原則で処理される。契約自由の原則により、損失負担のルールを当事者間で定めることができるが、あまりに一方的な定めは公序良俗違反（民法90条）として無効になる。

(2) システム障害等に伴う責任

システム障害等に伴う責任については、伝統的な過失責任の原則の修正を主張する考え方もでている。

一応の紹介をすれば、

- ① ネットワーク責任論…一般の顧客との関係においては、ネットワークの窓口にあたる者が全責任を負う（その後の求償はありうる）という考え方
- ② 責任分界点の理論…電気通信設備を技術水準に適合させる責任の分かれ目（分界点）をもって、民事責任の振り分けを行う考え方
- ③ システム責任論…システムを設計、統括、運営している者（システム提供者）に全責任を負わせる考え方

がある。

ただし、当事者に発生した損失が第三者に発生した損害かの別、ネットワークにのせられ

る取引の種類、性質等の違いにより、一律的な処理になじまないことを念頭におくべきである。

いずれにせよ、これらの考え方がどのようなシステム障害まで射程としてとらえているか自体いまだはっきりしないこと、少なくとも当委員会でこれらについて十分な議論がなされていないことから今後十分な検討がなされる必要があろう。

(3) 損失範囲の限定等

契約において、安全対策や障害通知等を定めた場合、その違反によって発生した損失は、違反者が負うことになるのが当然の事理である。ただし、実際には、両当事者にとって不可抗力的な事由によって損失が発生する場合、原因が不明である場合、因果関係が不明である場合など、電子取引にはある種特徴的な事情が存在する。また、損失の広がりが予想しがたいという事情もある。そこで、損失の分担をする上においても、損失範囲の限定や損害限度額の定めを検討することが必要となる。

7. 費用の負担

7. 費用の負担

データ交換システムを新たに構築する場合には、コンピュータなどのハードウェアに要する費用、データ交換のためのプログラム開発費用やプログラムの使用料などのいわゆるソフトウェアに要する費用、通信回線の開設に伴う費用など、さまざまな費用が発生し、大規模なシステムである場合には、システム構築時に要する費用が多額にのぼることもある。また、データ交換システムの導入後にも、データの伝送に伴う回線契約料、回線設備料、通信料などの通信費用、VANシステムを利用する場合にはその料金などの費用が発生する。

これらの費用を発注者、受注者のいずれがどのように負担するかは、実務的に考慮しなければならない問題といえるであろう。

特に、通信費用・VANシステム利用料金については、通信契約・VANシステム利用契約を締結した当事者である発呼側ではなく、これらの契約者以外の第三者に料金を課金する制度もある（いわゆる第三者課金制度。例えば、メーカー（発注者）が多数の下請業者（受注者）と取引を行う場合に、VAN事業者との間のVANシステム利用契約はメーカーが締結し、その利用料金（例えば従量制料金）は下請業者に課金するという制度がこれにあたる。）。このような場合には、契約主体とVANシステム利用料金の支払い主体が異なることになり、VANシステム利用契約上だけでなく、データ交換に関する契約の上でも、VANシステム利用料金等の負担に関する定めを設けることが好ましいといえるであろう。

ちなみに、公正取引委員会事務局が平成3年7月11日に公表した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」においては、

「大規模な小売業者は、発注のオンライン化、物流センターの設置等仕入体制のシステム化を進めているが、（中略）、そのための費用として納入業者に負担を要請することがある。こうしたシステム化への取組は、受発注業務、物流業務の合理化を促進し、消費者ばかりでなく納入業者にとっても利益となる場合がある。しかし、（中略）、システム化に伴って生じる費用について、具体的な負担の根拠や割合を示さないまま、例えば受発注オンライン・システムの利用料や物流センターの使用料として納入業者に負担を要請する場合には、納入業者に不当に不利益を与えることになりやすく、優越的地位の濫用として問題が生じやすい。」、としている。

この趣旨に鑑みても、発注者、受注者において、データ交換に要する諸費用の負担に関する明確な定めを設けることが好ましいと考えられる。

参考資料

参 考 資 料

1. 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針〔抄〕

(平成3年7月 公正取引委員会事務局)

はじめに

- 1 流通・取引に関する慣行は、歴史的、社会的背景の中で形成されてきたものであり、世界の各国においてさまざまな特色を持っているが、その在り方については、常に見直され、より良いものへと変化していくことが求められているものである。我が国の流通・取引慣行についても、国民生活に真の豊かさが求められ、また、経済活動がグローバル化し我が国の国際的地位も向上する中で、消費者の利益が一層確保され、我が国の市場が国際的により開放的になるようなものへと変化していくことが求められている。そのためには、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮し得るようにしていくことが重要であり、具体的には① 事業者の市場への自由な参入が妨げられず、② それぞれの事業者の取引先の選択が自由かつ自主的に行われ、③ 価格その他の取引条件の設定がそれぞれの事業者の自由かつ自主的な判断で行われ、また、④ 価格、品質、サービスを中心とした公正な手段による競争が行われることが必要である。

本指針は、我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てようとするものである。

- 2 本指針第1部は、主として生産財・資本財の生産者と需要者との間の取引を念頭に置いて、事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針を、第2部は、主として消費財が消費者の手元に渡るまでの流通取引を念頭に置いて、流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針を示したものである。

しかし、生産財・資本財と消費財とで独占禁止法上の考え方を異にするものではない。すなわち、消費財について、第2部で考え方が示されていない事項であっても、第1部で示されているものについては、第1部と同様の考え方によって判断される。また、生産財・資本財について、第1部で考え方が示されていない事項であっても、第2部で示されているものについては、第2部と同様の考え方によって判断される。

また、第3部は、財の性格にかかわらず国内市場全域を対象とする総代理店に関する独占禁

止法上の指針を示したものであり、第3部で考え方が示されていない事項であっても、第1部又は第2部で示されているものについては、第1部又は第2部と同様の考え方によって判断される。

本指針は、主として財の取引について独占禁止法上の考え方を示したものであるが、役務の取引についてもその考え方は基本的には同様である。

- 3 本指針で取り上げた行為類型のうち、第1部の「顧客獲得競争の制限」及び「共同ボイコット」並びに第2部の「再販売価格維持行為」等については、原則として独占禁止法上違法となるものである。一方、それ以外の行為類型については、当該行為が市場における競争に与える影響を個別具体的に検討した上で、独占禁止法に違反するか否かが判断されるものである。

また、本指針は、流通・取引慣行に関し、独占禁止法上問題となる主要な行為類型についてその考え方を示したものであるが、独占禁止法上問題となる行為はこれに限られるものではない。例えば、価格カルテル、供給量制限カルテル、購入数量カルテル、入札談合などは原則として独占禁止法に違反するものであることはいうまでもない。したがって、本指針に取り上げられていない行為が独占禁止法上問題となるかどうかは、同法の規定に照らして個別具体的に判断されるものである。

事業者等にとって、個々の具体的なケースが本指針に照らして独占禁止法上問題となるかどうかについて判断が容易でないこともあると考えられるので、今般本指針の作成に伴い流通・取引慣行に係る事前相談制度を新たに設け、個別の相談に応じることとした。

第1部 事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針

第6 継続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為

2 継続的な取引関係を背景とする優越的地位の濫用行為

継続的な取引関係を背景として取引上優越した地位にある事業者が、取引先事業者に対し、取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、取引先事業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害し、また正当な条件で取引しようとする者や行為者の競争者を競争上不利にさせるおそれがあるものである。

このような行為は、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定十四項（優越的地位の濫用））。

なお、継続的な取引関係を背景とする優越的地位の濫用は、親事業者と下請事業者との取引（下請取引）においても行われやすいが、下請取引においてこのような行為が行われる場

合には、下請代金支払遅延等防止法第四条の規定に違反する。

（参考）○下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第一二〇号）（抄）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二、下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

（以下省略）

第2部 流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針（抄）

第5 小売業者による優越的地位の濫用行為

1 考え方

(1) 事業者が、どのような条件で取引するかは基本的には取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、納入業者に対し押し付け販売、返品、従業員等の派遣の要請、協賛金等の負担の要請又は多頻度小口配送等の要請を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。

なお、独占禁止法による優越的地位の濫用の規制は、このような行為によって小売業者間あるいは納入業者間等における公正な競争が阻害されるおそれがある場合に当該行為を排除しようとするものである。

(2) 「小売業者が納入業者に対し取引上優越した地位にある場合」とは、当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する。

(3) 以下では小売業者の納入業者に対する特定の行為について独占禁止法上違法となる場合を示しているが、購入者としての地位を利用して卸売業者やユーザーが、同様の行為を行う場合にも、基本的には同様の考え方によって、違法性が判断される。

(4) 取引上の優越的地位の濫用は、一般的には、不公正な取引方法として一般指定十四項（優越的地位の濫用）によって規制されるが、百貨店・スーパー等の大規模な小売業者による納入業者に対する行為については、一般指定十四項のほかに、「百貨店業における特定の不公正な取引方法」（昭和29年公正取引委員会告示第七号。一定以上の売場面積の店舗を持ち、一般消費者が日常使用する多種類の商品を販売する小売業者が対象。）によっても規制される。

なお、小売業者と納入業者との取引が、下請代金支払遅延等防止法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、小売業者のブランドを表示した商品（いわゆるプライベート・ブランド商品）を製造し、納入する場合など、物品の製造委託に該当する場合には、同法の規制の対象となる。

6 多頻度小口配送等の要請

(1) 考え方

最近、大規模な小売業者は、発注のオンライン化、物流センターの設置等仕入体制のシステム化を進めているが、これに関連して、たとえば、納入業者に多頻度小口配送（配送の小口化とそれに伴う配送回数の増加）を要請したり、システム化の費用として納入業者に負担を要請することがある。

システム化への取組は、受発注業務、物流業務の合理化を促進し、消費者ばかりでなく納入業者にとっても利益となる場合がある。しかし、優越的地位にある小売業者が、一方的な都合で納入業者に対し多頻度小口配送の要請を行ったり、システム化に伴って生じる費用について具体的な負担の根拠や割合を示さないまま、例えば、受発注オンライン・システムの利用料や物流センターの使用料として納入業者に負担を要請する場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい（注22）。

（注22）小売業者においては、仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担や多頻度小口配送に伴う負担を納入業者に一方的に負わせることのないよう、その条件について納入業者との間で十分に協議することが望ましい。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対して多頻度小口配送を要請し、又は仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担を要請することは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定一四項（優越的地位の濫用））。

- ① 多頻度小口配送を要請し、これによって納入に要する費用が大幅に増加するため納入業者が納入単価の引上げを求めたにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、通常の対価相当と認められる（注23）単価に比して著しく低い納入単価で納入させることとなる場合
- ② 仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担額及びその算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に負担を要請し、納入業者に不利益を与えることとなる場合
- ③ 仕入体制のシステム化に伴って生じる費用を納入業者が得る利益の範囲を超えて一方的に納入業者に負担させる場合（注24）

（注23）「通常の対価相当と認められる」かどうかは、従前の納入単価、同様の多頻度小口配送の条件で取引している他の納入業者の納入単価等から総合的に判断される。

（注24）③の場合は、費用負担の条件について取引当事者間で明確になっている場合であっても違法となるケースである。

2. 不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第十五号）

（優越的地位の濫用）

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
 - 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
 - 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第五十四号）第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

○要旨

- (1) オンライン発注システムの目的を規定した。即ちその目的は、外注（下請）取引の関する親企業者と下請事業者の事務の合理化を図ることであり、そのためオンライン発注システムによる外注（下請）取引の実施を推進するものである。
- (2) このオンライン発注標準取引契約は、オンライン発注についての条文作成を中心とし、原則としてオンラインによる外注（下請）取引に関する情報交換等には触れないこととする。

以下、条文例を示す。

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）とは、相互利益の尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って、甲を注文者とする甲乙間の外注（下請）取引に関するオンライン発注システムを実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条（オンライン発注システムの目的）

甲及び乙は、外注（下請）取引に関する事務の合理化を図ることを目的として、オンラインによる発注システムの実施を推進するものとする。

第2条（定義）

この契約においてオンラインによる発注システム（以下、「本システム」という。）とは、甲が電子計算機等（その周辺端末装置及びその他の機器を含む。）を使用して磁気記録媒体等に発注内容を記録し、乙が必要に応じて自己の電子計算機その他の機器を用いて明確に書面に表示できるシステムをいう。

第3条（方法）

1. 前条の場合、甲及び乙は、それぞれの電子計算機等を電気通信事業者の回線を使用する等により接続し、行うことができる。
2. 前項の接続にあたり、VAN事業者を介在させることもできる。

第4条（個別契約の成立及び内容）

1. 本システムによる個別契約は、甲が乙に本システムにより発注内容を通知し、乙がこれを遅滞なく確認し、その内容について承諾することにより成立する。

2. 前項の発注内容には、発注年月日、品名、仕様、単価、数量、納期、納入場所、決済日、決済方法、その他の事項のほか、甲及び乙の名称、甲の責任によって発注されたことを証する事項を定めなければならない。
3. 前項の甲の責任によって発注されたことを証する事項については、甲より別途乙に通知する。
4. 本システムによらない場合、甲は取引内容を記載した注文書を作成して乙に交付し、乙がこれを承諾することによって成立する。

第5条（個別契約の変更）

本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更するものとする。この場合、甲は新たに取引内容を本システムにより乙に通知し、乙がこれを承諾することによって成立する。

第6条（電子計算機の保守等）

1. 甲及び乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、電子計算機等の保守・管理を行い、かつ、甲乙間で定められた処理方式を遵守しなければならない。
2. 乙は、受信にあたり受信上疑義が生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示を受けなければならない。

第7条（通知が未到達の場合の措置）

1. 甲は、乙に発注内容を通信回線により通知する場合において、通信回線・電子計算機等の故障又はその他の理由により、その通知が乙に到達しなかった場合は、直ちに注文書を作成して乙に交付しなければならない。
2. 前項の場合、その通知が到達しなかったことにより甲に損害が生じたときは、その損害は甲の負担とする。

第8条（記録内容の変更禁止）

1. 甲及び乙は、本システム稼働により既に記録された内容を変更してはならない。
2. 前項の規定は、乙が磁気記録媒体等に記録された内容を取り出した後も同様とする。
3. 第1項の規定は、第5条（個別契約の変更）が行われた場合も同様とする。

第9条（通信上の伝達トラブルの処理）

1. 甲は、発注内容が何らかの原因によって誤って通信された場合、乙に対してその旨を通知するとともに訂正した内容も併せて別途通知するものとする。
2. 前項によって生じた損害は、甲の負担とする。

第10条（電子計算機等の貸与）

1. 甲は、本システムの実施にあたり甲が必要と認めた時は、乙と協議のうえ、乙に対し

て電子計算機等（以下、「貸与品」という。）を貸与することができる。

2. 乙は、貸与品を第三者に転貸することができない。
3. 乙は、甲の同意を得て、貸与品を本システムの目的以外に使用することができる。

第11条（システム仕様書、システムソフトウェア等の管理）

1. 乙は、甲から貸与されたシステム仕様書、システムソフトウェア等（以下、「貸与書類等」という。）の保守管理については、嚴重にこれを行うものとし、貸与目的完了後は直ちに甲に返却するものとする。
2. 乙は、貸与書類等を本契約目的以外に使用してはならない。
3. 乙は、事前に甲の文書による承諾がない限り貸与書類等を複製してはならない。
4. 乙は、貸与書類等を第三者に貸与又は閲覧等をさせてはならない。
5. 乙が、甲の承諾を得て複製した貸与書類等についても、前4項を適用する。
6. 乙は、貸与書類等に不明な点又は疑義のある場合は、直ちに甲に返却し甲の指示に従うものとする。
7. 乙が、貸与書類等を修正又は改訂しようとするときは、甲の文書による承諾を得なければならない。

第12条（費用負担）

本システムに係る費用負担については、原則として甲の負担とする。

第13条（VAN事業者との業務委託）

甲は、本システムの構築にあたりVANシステムを利用する場合、VAN事業者業務委託することができる。

第14条（事故による損害の負担）

本システムによる取引において事故が発生した場合、その損害については甲乙協議のうえその責任の度合に応じて負担するものとする。

第15条（秘密保持）

乙は、本契約期間中はもとより、本契約終了後においても、本システムの実施により、甲より知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第16条（規定外事項）

本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項については、昭和 年 月 日締結の外注（下請）取引基本契約によるものとする。

第17条（契約の解除）

甲及び乙は、本システムが有効でないと判断した場合、協議の上本契約を解除することができる。

第18条（有効期間）

本契約の有効期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日締結の外注（下請）取引基本契約の有効期間中とする。

————— 禁 無 断 転 載 —————

平成4年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
TEL(3432)9386

印刷所 山陽株式会社

東京都港区虎の門1丁目9番5号
TEL(3591)0240

